

デジタル放送推進のための行動計画

(第6次)

2005年12月1日

地上デジタル推進全国会議

目 次

I 基本的考え方	1
II 中継局ロードマップの策定・公表をはじめとする関係者の具体的取組等	3
1 中継局ロードマップの策定・公表	3
2 デジタル放送受信機の普及推進	4
(1) 地上デジタル放送受信機の普及目標	4
ア 普及目標の対象	
イ 設定する普及目標	
ウ 普及状況の把握	
エ 普及方策の検討	
(2) 衛星デジタル放送等の受信機の普及促進	8
3 関係者連携による地上デジタル放送の推進	8
(1) 全国展開に向けた環境整備について	8
ア アナログ周波数変更対策	
イ 親局の予備免許	
ウ ふるさと無利子融資	
(2) 各関係者の具体的取組	10
ア 地上デジタルテレビジョン放送事業者	
イ 地上デジタルラジオ放送事業者	
ウ BSテレビ放送事業者	
エ CSテレビ放送事業者	
オ ケーブルテレビ事業者	
カ 受信機メーカー、販売店等	
キ 地方公共団体	
ク 社団法人地上デジタル放送推進協会（D－P A）	
III 周知・広報活動等の推進	18
(1) 地上デジタル放送の着実な普及に向けた周知広報等の推進	18
ア 2011年アナログ放送停波告知の推進	19
イ 国民視聴者への受信相談機能の強化	19
ウ 共聴施設改修等に係る周知広報の推進	20
エ 地上デジタル放送普及を加速するためのキャンペーン展開	20
オ 地域レベルでの連絡推進体制の構築	20
(2) 個人情報の適正な取扱いに関する取組の推進	21

IV 政府の取組	· · · 2 2
V 行動計画のフォローアップ等	· · · 2 4
(別表 1) 地上デジタルテレビ放送のめやす	· · · 2 5
(別表 2) 「ワンセグ」サービス開始ロードマップ	· · · 3 9
(別表 3) 地上デジタルテレビ放送関連団体の役割等	· · · 4 3

■ 「デジタル放送推進のための行動計画」について ■

- ・総務大臣の懇談会である「ブロードバンド時代における放送の将来像に関する懇談会」において策定。
(第1次行動計画:2002年6月、第2次行動計画:2003年1月、第3次行動計画:2003年4月)
- ・2003年5月に同懇談会の提言を受けて「地上デジタル推進全国会議」が設立され、本行動計画を承継。
(第4次行動計画:2003年10月、第5次行動計画:2004年12月)

I 基本的考え方

1. 「デジタル放送推進のための行動計画」は、デジタル放送に関するあらゆる関係者が一体となってデジタル化を強力に推進していくための基本計画である。各関係者が、第5次までの行動計画に定められたそれぞれの役割を推進しつつ、相互に連携・協力して取り組んだ結果、2005年12月までには全国24都府県で地上デジタル放送が開始され、受信機普及も600万台に達する等、地上デジタル放送の普及は着実に進んでいる。

2006年12月までには、全ての都道府県庁所在地にて地上デジタル放送が開始されることとなり、当地上デジタル推進全国会議としても、2011年全面移行に向け、関係者それぞれの責任による取り組みを一層明確にしていくべき重要な時期に入ったと言える。

(参考) ■ 地上デジタル放送受信機出荷台数 約51万台【開始前】→約620万台【2005年9月末現在】
《その内、地上デジタル放送対応CATV用セットトップボックス 約181万台》

2. 一方、2011年のアナログ停波・デジタル全面移行まで残された時間が6年という限られたものであることに鑑みれば、以下のように、なお解決すべき課題が多い。

(1) 本行動計画においては、当会議構成員の協力により、中継局全体について、2010年までの詳細なロードマップを盛り込むことができた。そして、これを確実に実現していくためには、放送事業者、国その他の関係者によるなお一層の努力と、国民・視聴者に対する可能な限り早期の説明が求められている。

(2) 2011年のアナログ停波を実現するためには、全ての視聴者にデジタル放送を送り届けるインフラ整備を完了させるとともに、視聴者によって、デジタル放送を受信できる環境が整えられていなければならない。こうした認識の下に、これまでの行動計画においても、視聴者に対する周知・広報には、当会議の構成員が一体となって、全力で取り組んできたところである。

しかしながら、アナログ停波の時期を「2011年」と認識する視聴者は全体の1割以下という調査結果も見られ、出荷されている受信機の数も、なおアナログ受信機がデジタル受信機を上回る状況にある。本行動計画の策定過程に

おいても、視聴者を主体として、2011年までの受信環境整備を推進する観点から、受信機の価格・機能に関する現在の選択肢や、これまでの周知広報についての限界と、抜本的な改革の必要性を指摘する声があり、引き続き、受信環境整備に関する関係者の一層の努力が求められている。

3. 当会議は、以上の現状を率直に受けとめつつ、あと6年という限られた時間の中で、2011年のデジタル全面移行の確実な実現を図る観点から、実施すべき事項とそのスケジュールを「第6次行動計画」としてとりまとめ、以下の3点を柱として、本計画に定められた各々の役割の下、当会議構成員が全力で取り組んでいくこととした。

(1) 送信環境の整備

地上デジタル放送の伝送路については、今後とも、地上波中継局による伝送が原則である。2011年まで6年間という限られた期間であることも踏まえ、従来からの共聴施設やケーブルテレビに加え、IP、衛星等補完的伝送路の活用等、伝送路に関する視聴者の選択肢に関し可能な限り多様化を図りつつ、アナログ停波の前に十分な時間的余裕をもって、すべての視聴者にデジタル放送を送り届けるインフラ整備を完了させることが必要である。

(2) 受信環境の整備

受信機の機能や価格に関する視聴者のニーズは多様である。地上デジタル放送の視聴者側の受信環境整備を推進するためには、こうした多様なニーズに応えた受信機の発売と周知広報その他の対応が不可欠である。

(3) 視聴者・国民の理解の醸成

これまでの「知っている」段階から「理解し、支持する」段階への施策が必要。送信側、受信機側の努力に加え、2011年デジタル移行に関する国民的な理解と支持を得るために、デジタル化の必要性も含めた強力な周知活動の展開が不可欠。

II 中継局ロードマップの策定・公表をはじめとする関係者の具体的取組等

1 中継局ロードマップの策定・公表

現行制度においては、「地上放送」という国民に最も普及したメディアについて、全国あまねく、安定かつ継続したサービス提供を確保するため、放送番組の制作・編集を行う放送事業者が、自ら放送に必要な中継局の免許主体となって、その責任においてハード整備を行う、いわゆる「ハード・ソフト一致」の原則が採られている。この原則の下では、デジタル親局及び中継局の全国整備は、基本的にはデジタル放送局の免許主体である放送事業者の責務である。こうした責務や、国民視聴者に対する説明責任の観点から、放送事業者は、遅くとも2010年内には送信環境整備を完了することが物理的に可能であることを早期に提示することが必要である。

以上に鑑み、当会議は、全国地上デジタル放送推進協議会の協力を得て、各放送対象地域及び各放送事業者毎に、2010年までの中継局のロードマップを策定した。地域及び事業者毎のリスト（中継局名及び当該局の開局時期）については、「地上デジタル推進全国会議」のホームページ（<http://digital-zenkoku.jp/index.html>）からダウンロードを可能とする形式で公表することとし、各地域において最も先行する放送事業者の放送エリアの概要については、「地上デジタルテレビ放送のエリアのめやす」として添付した。〔別表1参照〕

今回策定・公表する中継局ロードマップにおいては、アナログ時の放送エリアの100%カバーを既に達成している事業者の例が複数見られるところであり、全体として見ても、全ての地域において、少なくとも、アナログ時の放送エリアの概ね90%以上のカバーが実現されることを示すことができた。

放送事業者においては、投資促進に係る公的支援や補完手段等について、適切な検討と実行が図られることを期待しつつ、既存のインフラの活用を含めた積極的な補完手段の活用や、設備の共同建設などのコスト削減等を含め、徹底的な経営努力を行なながら、このロードマップを自助努力で実現するよう、引き続き最大限の努力を行っていくものとする。

本ロードマップについては、今後必要に応じて見直し、アナログ時の放送エリアの100%のカバーの実現に向けその完成度を高めていくこととし、当面2006年、2008年、2010年を目処として更新することとする。また、2005年度末までには、各放送事業者毎に、そのサービスエリアを視覚的に認識することを可能とする図表を策定・公表する。

2 デジタル放送受信機の普及促進

(1) 地上デジタル放送受信機の普及目標

地上デジタルテレビ放送を受信可能なテレビ等の普及目標については、次のとおりとし、引き続き、国、放送事業者、メーカー等の関係者が一丸となってたゆまぬ努力を行う。

ア 普及目標の対象

現在の地上テレビ放送の視聴環境を維持する観点から、「家庭内で地上デジタルテレビ放送をアナログテレビ放送以上の画質で視聴するために用いられる機器」を普及目標の対象とする。現時点では、以下のような機器が該当する。

- ① 地上デジタルテレビ受信機能を持つテレビ受信機
- ② アナログテレビ受信機に接続された地上デジタルテレビ受信用セットトップボックス
- ③ アナログテレビ受信機等に接続された地上デジタルテレビ受信機能を持つ録画機
- ④ ケーブルテレビ経由で地上デジタルテレビ放送を視聴できるセットトップボックス
- ⑤ 地上デジタルテレビ受信機能を持つパソコン など

今後の放送サービスの多様化、視聴形態の多様化とも相まって視聴に用いる機器も多種多様なものとなっていくことが想定される。特に、消費者が求めやすい、小型、低廉な機器の発売・普及について検討を行っていくことが重要である。

イ 設定する普及目標

① 普及世帯数に関する目標（図1）

- i) 最終普及目標：2011年初頭までに、全世帯（4, 800万世帯）への普及
- ii) 当面の普及目標
 - ・2006年のワールドカップドイツ大会の時点において1, 000万世帯
 - ・2008年の北京オリンピックの時点において2, 400万世帯

② 普及台数に関する目標（図2）

- i) 最終普及目標：地上アナログテレビ放送の停止の期限（2011年7月24日）までに、1億台の普及
- ii) 当面の普及目標
 - ・2006年のワールドカップドイツ大会の時点において1, 200万台
 - ・2008年の北京オリンピックの時点において3, 600万台

図1 普及世帯数に関する普及目標(ロードマップ)

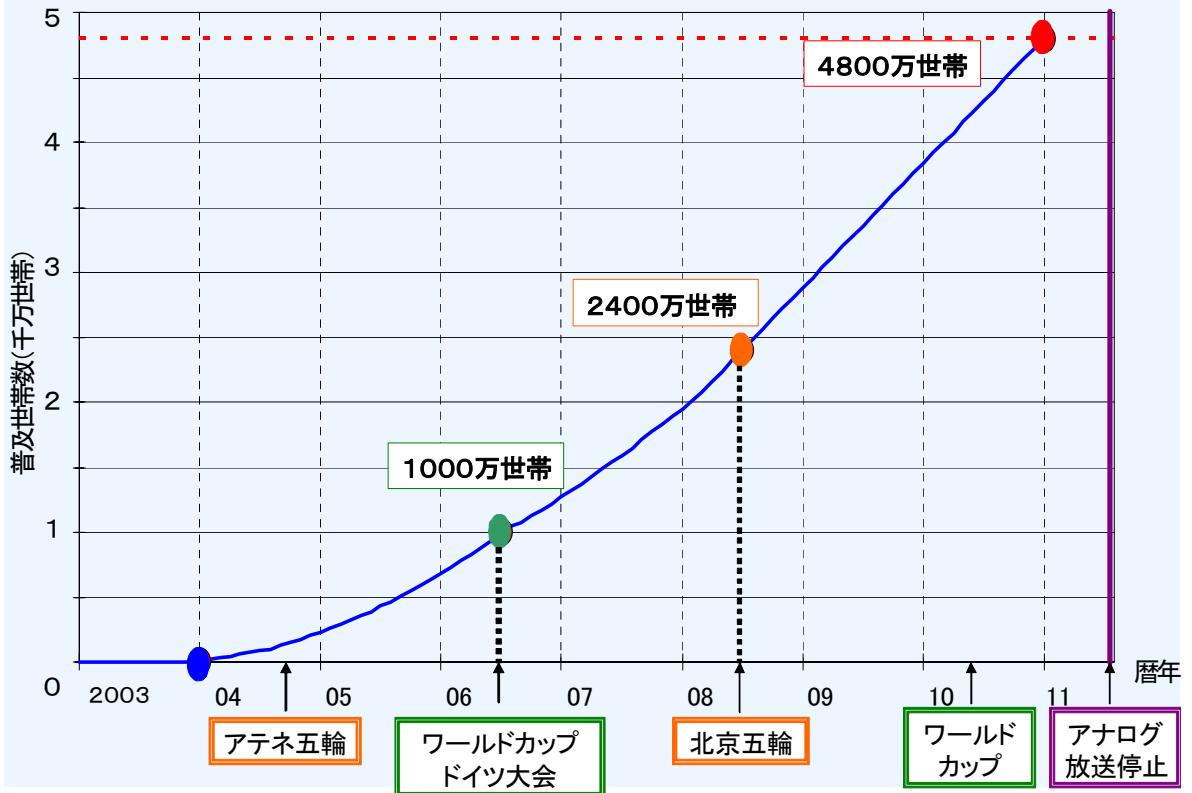
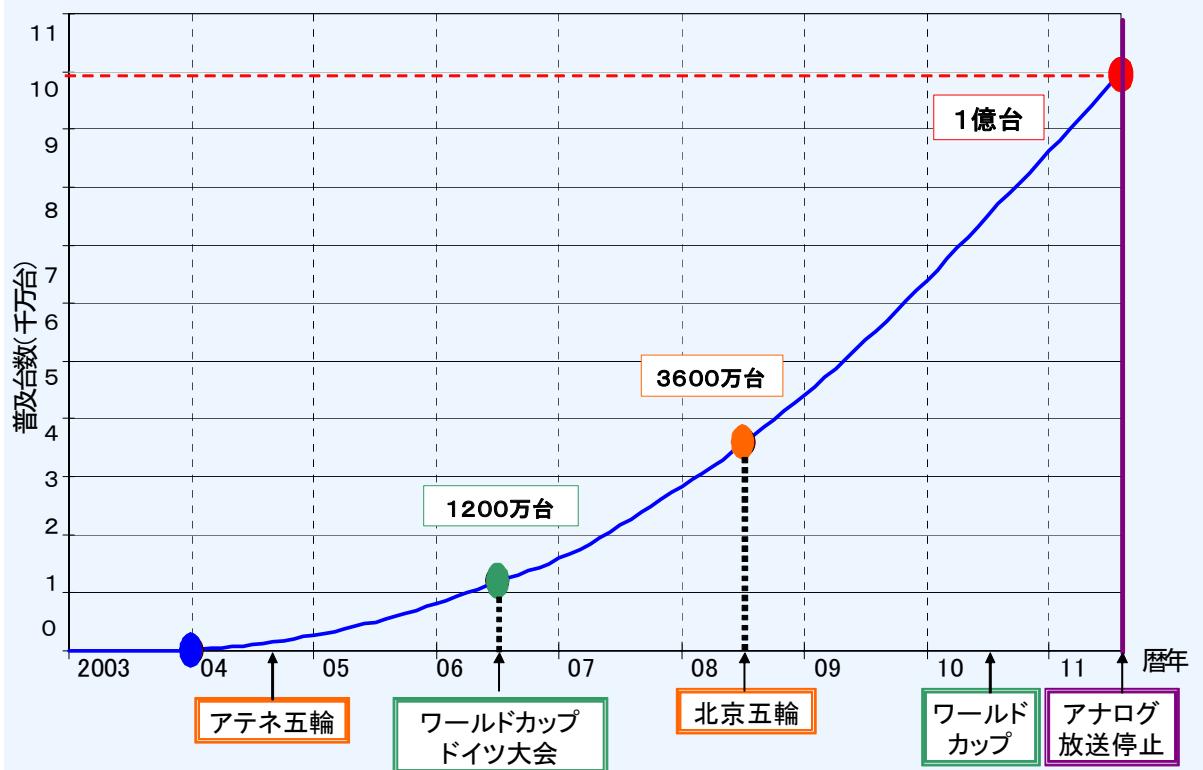


図2 普及台数に関する普及目標(ロードマップ)



ウ 普及状況の把握

地上デジタル推進全国会議普及促進分科会の「普及状況ワーキンググループ」(p 24・V 参照)における、受信機の普及状況の把握方法及び対象となる受信機についての検討等を踏まえ、普及状況の調査を行う。

2005年度においては、関係者の協力を得て、総務省が以下について調査を実施する。

① 地上デジタル放送視聴可能な世帯及び受信方法（ケーブルテレビ経由又は直接受信等）

② 世帯における地上デジタル放送視聴可能受信機の台数

なお、本調査に際しては、総務省が毎年実施している「通信利用動向調査」も適宜活用し、受信機メーカーや販売店が行う調査等も併せて、定期的に普及状況を評価する。

エ 普及方策の検討

当会議は、既に第五次行動計画において、より低廉で多様な受信機の開発・普及について、10インチ台の小型受信機へのデジタルチューナー搭載等具体的な目標を掲げ、受信機メーカー、販売店等にその達成に向けた努力を求めてきたところである。

関係者一体となった努力の結果、受信機全体としての価格の低廉化、10インチ台の小型地上デジタル放送受信機の発売、地上デジタル専用B-CASカードの実現による受信機の多様化等、以下のように多くの成果が、視聴者の目に見える形で実現したと評価し得る。

（受信機の多様化・低廉化に関する最近の動き）

① この10月、プラズマのデジタル放送受信機について、2008年には1インチ5000円を目指すことを発表した放送受信機メーカーの例がある。

② 以下のとおり、デジタル放送受信機全体として、着実な価格の低廉化の傾向が見られる。（図3）

地上デジタル放送受信機の価格例 （2005年11月第3週現在：事務局調べ）

液晶19型	液晶22型	液晶26型	液晶37型
約11.4万円	約13.5万円	約19.8万円	約31.9万円
液晶37型	約76.0万円 → 約55.0万円 → 約38.8万円 → 約31.9万円 (2003年9月第1週) (2004年7月第2週) (2005年6月第5週) (2005年11月第3週)		

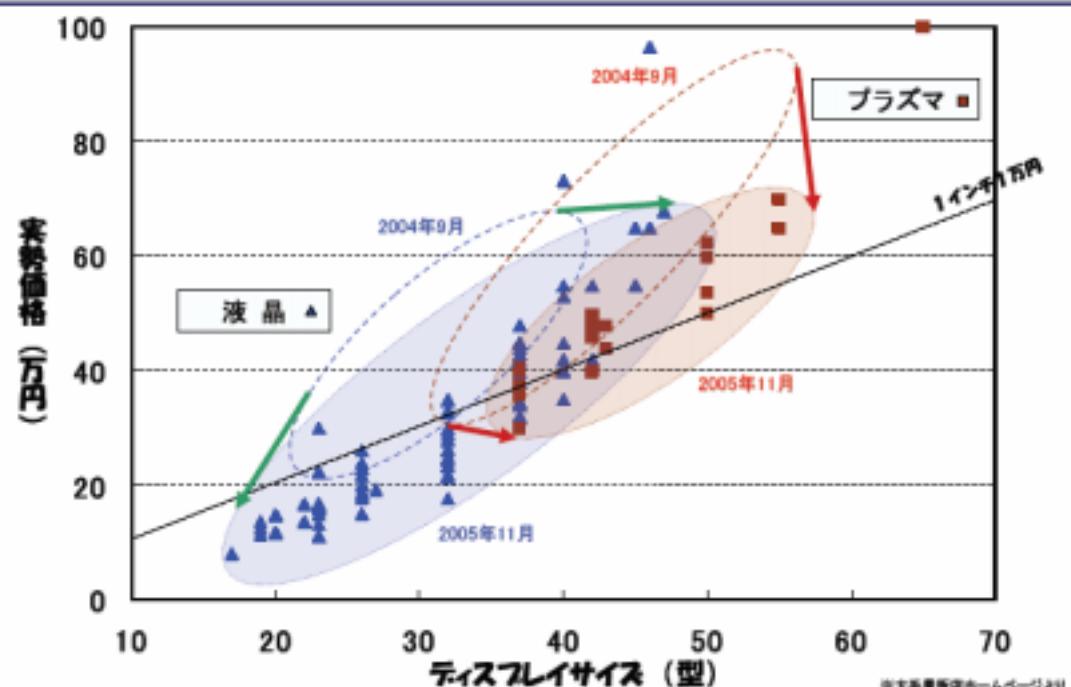
③ また地上デジタルチューナーを搭載したハードディスクレコーダーにも、実売価格が10万円台を切る例が見られる。

160GB HDD内蔵 地上デジタル対応DVDレコーダー

※ 販売価格例 約8.0万円（2005年11月第3週現在：事務局調べ）

- ④ 17インチで地上デジタルチューナーを搭載した受信機（2004年10月）、車載の地上デジタル放送受信機（2005年6月）が発売開始。

図3 デジタルテレビの価格推移



しかしながら、視聴者一人一人のデジタル放送に対する関心や、受信機の機能に関するニーズは多様であり、現在保有されている受信機も多岐にわたる。受信機に関する現在の環境では、価格・機能のいずれの面から見ても、こうした視聴者ニーズの全てに応えた状況になっているとは言い難い。地上デジタル受信機の普及なくして、2011年のアナログ停波・デジタル全面移行はあり得ず、このためには、視聴者の選択肢の抜本的な拡充を図りつつ、全ての視聴世帯に対して受信機を普及させるという極めて高いハードルを越えていかなければならない。

更に、受信環境の整備においては、海外の事例等も十分参考にしつつ、2011年の停波に向け想定される受信機供給、リサイクル問題並びに、停波時までに受信可能世帯100%の実現を目指し、具体的な施策を提示すべく関係者の議論を重ねていくことが必要である。

以上を改めて認識した上、受信機の更なる低廉化・多様化と、これを通じた受信機普及の目標達成に向け、国、放送事業者、メーカー、販売店等当会議の全ての構成員が一丸となって、引き続きたゆまぬ努力を行う。こうした努力を通じて、上記に示した、1インチ1万円を大幅に切る傾向や、1インチ500

0円という目標を掲げる受信機メーカーの例にも見られるような、現在の受信機全体の低廉化傾向が更に推進され、視聴者にとって購入しやすい価格帯が実現されるとともに、10インチ台の小型受信機、パソコン、携帯電話等今後更に多様化の進む視聴ニーズに対応した製品の普及が一層進むことが期待される。

(2) 衛星デジタル放送等の受信機の普及促進

衛星デジタル放送受信機およびパラボラアンテナ、地上デジタルラジオ放送等の受信機の普及促進に積極的に取り組む。

受信機市場では、地上デジタル放送に加えてBSデジタル放送と東経110度CSデジタル放送の受信も可能な3波共用受信機が中心となっており、今後もデジタル放送全体の普及を牽引していくことが予想されるため、地上・BS・CS110° 3者一体となった、より効率的な普及促進を展開する。特に、地上デジタル放送が受信できない地域の住民で、受信機の買い替え時期を迎える視聴者に対しては、地上デジタル放送が見られるようになるまでは、衛星デジタル放送でデジタルの魅力を楽しんでいただくなど、3波共用受信機器のメリットを十分にご理解いただき、デジタル移行の機会を無にせぬよう、わかりやすい周知広報に取り組む。

2006年度に本放送が始まる予定の地上デジタルラジオ放送に関しては、視聴者が早期に受信機入手できるよう、国、放送事業者、メーカーなど関係者が一致協力して普及促進に取り組む。

3 関係者連携による地上デジタル放送の推進

(1) 全国展開に向けた環境整備について

ア アナログ周波数変更対策

- ① 三大広域圏で2002年8月より送信対策を、2003年2月より受信対策を開始したアナログ周波数変更対策は、2004年末までに全国で開始され、2007年度頃の終了に向け着実に進捗している。
- ② アナログ周波数変更対策のための全国的な受信対策体制の整備については、2004年5月までに全国に29の地域受信対策センターを開所し、対策の円滑な実施に努めているところである。
- ③ 三大広域圏を含めた全国的なアナログ周波数変更対策の現時点での進捗状況は以下のとおりであり、受信対策については2003年2月の着手以降、2005年10月までに495地域の対策に着手し、世帯数では約351万

世帯（全国約426万世帯の約82%）の対策を終了するなど、計画に沿って順調に進捗している（2005年10月末現在）。

- ④ アナログ周波数変更対策及び地上デジタル放送受信に関して、「悪質商法」と疑わしき行為等が発生していることから、地元自治体及び警察機関等と連携し周知広報を実施するなど、被害の防止に努める。

i) 三大広域圏について

三大広域圏におけるアナログ周波数変更対策は、2005年9月までに対策規模の大きい宇都宮局や児玉局を含む全ての予定局所の対策をおおむね終了した。

その結果、中京広域においては2004年12月、近畿広域においては2005年7月よりフルパワーでの放送を開始し、関東広域においては2005年12月よりフルパワーでの本放送を開始した。

ii) 三大広域圏以外の地域について

2006年末までの放送開始に向けて、2004年までに各地域デジタル親局関連のアナログ周波数変更対策（受信対策）に着手し、順調に進捗しているところである。

その結果、富山県においては2004年12月、静岡県においては2005年6月よりフルパワーでの本放送を開始し、また東北各県においても2005年12月には本放送を開始した。

対策が複雑で、特に関係するアナログ周波数変更局や関連地域が多い瀬戸内海地域や九州有明地域においても、2004年の対策開始以来順調に進捗しているところである。

なお、これらの各地域における対策については、引き続き以下の点を踏まえつつ推進する。

(a) 各地域において検討、調整の上策定したアナログ周波数変更の対策工程を基本とし、これに基づいて対策を進める。

なお、その際には、2006年末までの地上デジタル放送開始に向けて、所要の対策をできるだけ速やかに完了するため、デジタル親局関連のアナログ周波数変更対策を優先して集中的に実施するものとする。

(b) 今後とも次のような取組を通じて、より円滑で効率的かつ速やかなアナログ周波数変更対策の実現に向けて一層の工夫に努める。

- ・アナログ周波数変更対策の実施を通じて各地域で蓄積される様々なノウハウ（対策実施推進体制、対策世帯等への周知手法、対象局所の規模や

周辺局所の電波状況等に応じた対策の進め方等) の共有化と有効活用

- ・補間波(送信側での対策)、混信キャンセラー(受信側で混信を除去する付加装置)、中継局スーパー装置の活用など効率的なアナログ周波数変更対策手法の一層の有効活用
- ・アナログ周波数変更対策を推進していく中で、以上のような点等を通じて隨時工程の見直し及び充実を図る
- ・技術開発、機器の開発の進展等に伴う、新たな効率的なアナログ周波数変更対策手法の継続的な検討と成果の導入・活用

(c) アナログ周波数変更対策を推進していく中で、上記 ii) を通じて隨時行程の見直し及び充実を図る。

イ 親局の予備免許

2005年11月15日に78局の親局に対する予備免許が交付され、全国すべての親局が予備免許又は免許を受けた状況となった。今後は、可能な限り速やかな開局が求められる。また、中継局ロードマップに沿った中継局の整備・開局が進められる。

ウ ふるさと無利子融資

地上デジタル放送の設備投資をより円滑に進める環境整備の一環として、従来から、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法に基づき、税制及び金融上の支援措置が講じられてきたところであるが、これらに加え、2004年7月から、借り入れ総額の20%以内について無利子融資を受けることが可能となる「地域総合整備資金貸付制度(ふるさと融資制度)」の利用の推奨が開始された。

利用に当たっては、中継局整備計画等に関して地方公共団体の理解を得るために努力が求められる。

(2) 各関係者の具体的取組

ア 地上デジタルテレビジョン放送事業者

放送事業者は、地上デジタル放送の開始をデジタルならではの機能を活かした新たなビジネスチャンスとして捉え、これを積極的に活用するため、次のような取組を行う。

- i) 2006年4月から開始予定の携帯端末向け放送に関してロードマップを策定・公表する。[別表2参照] サーバー型放送については、視聴者に早期にデジタル化のメリットを還元する観点から、サービス提供時期を明

確化する。

- ii) デジタル放送受信機の一層の多様化、低廉化を進め、視聴者の選択肢の拡大を図る観点から、受信機メーカーと連携しつつ、新たな著作権保護方式を開発・標準化するとともに、その導入時期を明確化する。
- iii) 「ハイビジョン」が視聴者に最も支持されている地上デジタル放送の特長のひとつであることを踏まえ、2006年中を目途に、ピュアハイビジョンの放送時間を、NHK総合については、全日（6時から24時までの18時間）の94%以上とすることとし、民放広域局については、全日の65%以上とするか、又は、プライムタイム（午後7時から午後11時の4時間）の65%以上とすることを目指す。
- iv) 補完データ放送、双方向番組等のデジタル放送のメリットを活かした番組についても、順次導入し、番組数の増大を図ることとする。
- v) デジタル放送のメリットを活かした字幕放送などの高齢者・障害者にやさしい放送サービスの充実を図る。

イ 地上デジタルラジオ放送事業者

2003年10月に東京と大阪において、デジタル放送のメリットを活かした多彩な番組サービスを実施し、体験イベント等を通じて視聴者に対する周知に努めるとともに、移動体向け放送の将来需要、様々なビジネスモデルを検証し、実用化に資するため、地上デジタルラジオ放送の実用化試験放送を開始した。今後は、地上デジタルラジオの実用化、普及に向けた所要の体制整備等を進めていく。

ウ BSテレビ放送事業者

我が国の放送デジタル化の先陣を切って、2000年12月にスタートしたBSデジタル放送は、パラボラアンテナを設置するだけで日本全国どこでも簡便に、デジタル放送の魅力を享受できるメディアとしての認知が広がり、BSデジタル放送の普及数（受信可能件数）が、今年8月末で1000万を突破し、今後ますます急速に普及が進むことを踏まえ、高画質、高音質のハイビジョン放送や、便利なデータ放送、双方向サービスなど、BSデジタル放送の特長を活かしつつ、モアサービス・メディアとして地上波とは異なる新しいタイプの番組の提供を一層推進する。

見たい番組を好きな時に見られるなど利便性の高い新サービス「サーバー型放送」を2007年度中に導入すべく、引き続きデジタル放送の尖兵として先導的役割を担うとともに、エンジニアリングストリーム放送の高度化によって利用者

利便の一層の向上を図る。

B S 第 9 チャンネルにおいて行われているアナログハイビジョン放送の 2 0 0 7 年終了と、これに伴う新たな委託放送事業者によるデジタル放送の開始については、B S デジタル放送推進協会（B P A）、放送事業者、受信機メーカー等関係者の協力も得て、十分な事前周知を行うなど、国と連携して円滑な移行に努める。その他の B S アナログ放送の終了は、視聴者の利便性を考慮し、遅くとも地上アナログ放送終了と同一時期とし、地上・B S 一体となって、周知広報する。

さらに、現在 B S アナログ放送を行っている第 5 、第 7 、第 11 チャンネル及び 2 0 0 0 年の世界無線通信会議において追加割当を受けている第 17 、 19 、 21 、 23 チャンネルの利用の在り方、利用の際の受信機の在り方、必要となる新たな技術等について検討を行い、速やかに結論を得て、視聴者ニーズに応える形で、ハイビジョンチャンネルの増加、新規サービスの提供、画質音質のより一層の改善など B S 放送のさらなるパワーアップを図るとともに、スーパーハイビジョンなど近未来の放送方式等の技術開発でも先導的役割を果たす。

同時に、地上デジタル放送の補完手段として、B S 放送を利用することも、可能性の 1 つとして、検討する。

エ C S テレビ放送事業者

C S 放送においては、東経 110 度 C S デジタル放送において 2 0 0 4 年 9 月から開始されているハイビジョン放送を今後ますます充実させるなど、デジタル放送のメリットを十分に活かした番組の提供とサーバー型放送の実用化を推進する。

また、その他の C S デジタル放送についても、標準テレビジョン放送の画質向上に積極的に取り組むとともに、効率的な伝送路符号化方式や映像圧縮方式等最新技術の導入により、多チャンネルハイビジョン放送メディアへの移行を推進するほか、サーバー型放送の実用化を推進する。

さらに、地上デジタル放送の補完的な伝送路として、C S デジタル放送による再送信について 2 0 0 7 年中の実用化を目指し、所要の準備を早急に行う。

オ ケーブルテレビ事業者

① ケーブルテレビ事業者間のネットワーク化やヘッドエンド共用化等による事業者間の連携、H I T S （Head-end In The Sky）の導入、小規模共聴施設の統合を促進すること等により、衛星デジタル放送のデジタル再送信の拡充を図るとともに、業務区域内における地上デジタル放送の開始に伴い可能な限り早期のデジタル再送信を図る。

② 2 0 0 4 年 7 月に改訂されたケーブルテレビ事業者による地上デジタル放

送の普及目標を踏まえ、地上デジタル放送のデジタル再送信を進める（2005年9月末現在：1,150万世帯）。

また、2005年度中を目途に、地域毎のケーブルテレビによる地上デジタル放送再送信予定のロードマップを策定し、公表する。

③ ケーブルテレビの普及目標（図4）

i) 普及目標の考え方

ケーブルテレビによる地上デジタル放送の普及目標については、トランスモジュレーション方式又はパススルー方式のデジタル再送信によって視聴可能となる世帯数を目標として設定する。

ii) 設定する普及目標

(a) 最終普及目標

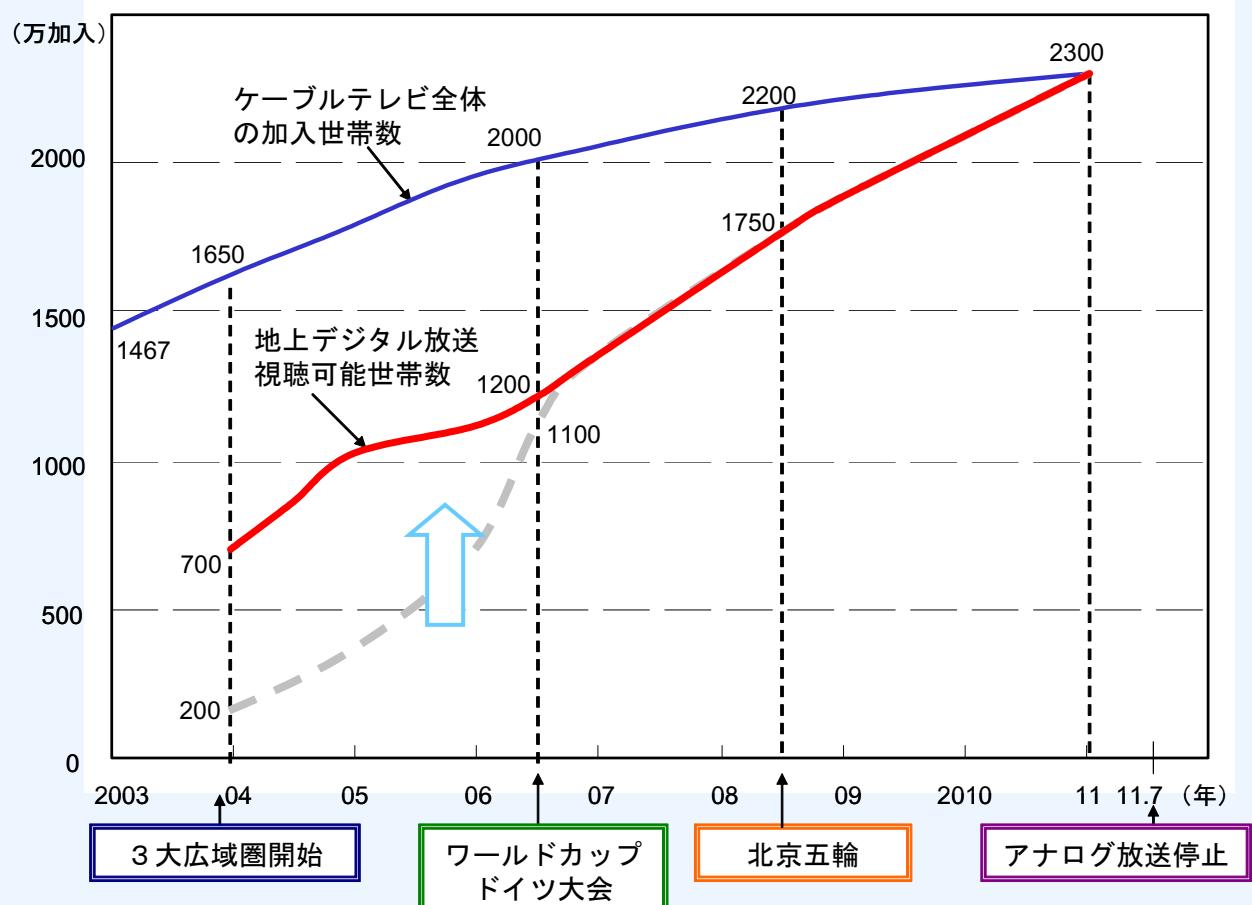
- ・2011年初頭までに、ケーブルテレビの全加入世帯（予測；最大約2,300万世帯）において視聴可能

(b) 当面の普及目標

- ・2006年のワールドカップドイツ大会の時点において、三大広域圏内のケーブルテレビ加入世帯のうち1,200万世帯で視聴可能
- ・2008年の北京オリンピックの時点において、全国のケーブルテレビ加入世帯のうち1,750万世帯で視聴可能

④ 地上デジタル放送再送信の仕様の策定を踏まえ、同仕様に対応したケーブルテレビ用セットトップボックスについて、メーカーは需要に応じた出荷を継続するとともに、ケーブルテレビ事業者はその積極的な導入を図る。

図4 ケーブルテレビの地上デジタル放送の普及目標（視聴可能世帯数）



力 受信機メーカー、販売店等

(より低廉で多様な受信機の開発・普及の推進)

- ① 「デジタル放送受信機の普及促進 普及方策の検討」に明記された期待感も踏まえ、視聴者の選択肢の一層の拡大と、これを通じた受信機普及の更なる加速を図る観点から、以下のとおり、小型受信機に対する地上デジタル放送受信機能搭載を含めた受信機の多様化や、価格の低廉化を進める。
 - i) 地上デジタル放送受信機能を搭載した10インチ台の小型テレビ受信機の普及を促進する。
 - ii) 車載機等の分野において、地上デジタル放送受信機能を持つ端末の普及を促進する。
 - iii) 上記 i)、ii) を促進するため、放送事業者と連携しつつ、できる限り早期に新たな著作権保護方式を開発・標準化するとともに、実用化を図る。
- ② 地上デジタル放送の視聴を可能とするパソコンの一層の多様化に努める。
- ③ 地上デジタル放送への移行の一層の円滑化を図る観点から、引き続き、録画機への地上デジタルチューナー搭載に努める。
- ④ デジタル放送全体の普及を図る観点から衛星デジタル放送（B S、110度C S）と地上デジタル放送のすべてに対応した3波共用受信機の普及を引き続き推進し、受信機の低廉化に努める。その一方で、視聴者ニーズに合致した多種多様な受信機として、地上デジタル放送専用受信機の商品化等を鋭意推進する。
- ⑤ 狹帯域のケーブルテレビ施設における地上デジタル放送への対応を促進するため、技術標準規格を踏まえ、今後発売される受信機へのUHF帯域外受信機能の標準装備化を推進する。
- ⑥ テレビ放送におけるアナログからデジタルへの円滑な移行を図るため、地上デジタルテレビ放送受信機には地上アナログテレビ放送受信機能も搭載するよう努めるとともに、その販売を推進する。

(携帯端末向け放送、サーバー型放送等高度サービスへの対応)

- ⑦ 2006年4月1日開始予定の携帯端末向け放送や、サーバー型放送の実用化の動きを踏まえ、視聴者利便の向上と国際競争力確保の観点から、これらの高度サービスに対応する受信端末の開発と普及促進を推進する。

(すべての視聴者にとって使いやすい受信機等の推進)

- ⑧ 大型の操作ボタンや機能別配色など、高齢者や障害者を含め、すべての視聴者にとってより使いやすい受信機やリモコンの開発・供給を一層推進する。
- ⑨ 受信機の販売に際しては、放送普及基本計画におけるデジタル放送への移行のスケジュールやアナログ放送の終了時期に沿って、地上及びBSのアナログ放送の終了時期が正確かつ確実な形で国民視聴者に伝わっていくよう、告知シール貼付、店頭での告知などにより適切周知を行っていく。

(販売店における人材育成等)

- ⑩ デジタル放送の受信機及びそれに接続する周辺機器の販売及び設置に当たっては、従来のアナログ対応の場合と比べ、高度な商品知識や技術が求められることからその習得を積極的に行う必要があるため、メーカー、販売店を中心に、放送事業者等の協力も得て、デジタル放送に対応した知識や技術を持つ人材を育成するための講習会等の開催の充実を図る。

また、異なるメーカーの機器接続等に円滑に対応できるよう、メーカー間の協力により対応マニュアル、Q & Aの作成等一層の充実を図る。

キ 地方公共団体

- ① 地上デジタル放送がこれから地域情報化において極めて有効な情報通信基盤となることを共通認識として、国が本年度から実施する実証実験の成果や既に先進的な取組みを進めている公共団体の成果を活用しつつ、以下のような取組みを推進する。
 - i) 地域の放送事業者との連携も含め、必要な情報交換やアプリケーションの共同研究・開発
 - ii) 地域情報のデジタル化と素材のマルチユース
 - iii) 地上デジタル放送の普及に向け、放送事業者等から地方公共団体の既存の通信インフラの利活用について検討する場合の積極的な協力
- ② 地上放送のデジタル化やアナログ周波数変更対策について、住民への周知等への協力を行う。
- ③ 他方で、2011年のデジタル全面移行時まで残された期間がわずか6年という状況にあるにも関わらず、今回公表されたロードマップからも明らかのように、地域間格差のない地上デジタル放送の普及の実現に向けてはなお以下のような諸課題が残っていると考えられることから、引き続き地上デジタル放送

の普及状況について注視するとともに、必要に応じて、全国知事会や本年2月に設立した地上デジタル放送普及対策検討会の場を通じて、関係者に対する提言等を実施していく。

- i) 放送事業者の徹底的な経営努力や、これに係る国の取り組みなど、中継局ロードマップを実行するための具体的な方策の検討
- ii) 送・受信環境整備のための代替手段について、従来の共聴施設やケーブルテレビに加え、IPや衛星などあらゆる可能性の検証と、所要の技術規格化その他実用化に向けた環境整備
- iii) 各放送対象地域における、代替手段の具体的な検討
- iv) 地理的条件等の制約により中継局からの直接受信が困難な地域の住民に過大な負担がかからないようにするための方策の検討
- v) 低廉かつ多様な受信端末の開発

ク 社団法人地上デジタル放送推進協会（D－P A）

- ① 2003年8月に設立されたNHK、民放、メーカー等から構成される「社団法人地上デジタル放送推進協会」（以下、「D－P A」という。）は、地上デジタル放送への円滑な移行と安定的な運用を図るため、普及推進の中核として、地上デジタルテレビジョン放送及びその受信の普及促進、放送エリア情報の周知・広報、国民視聴者からの問い合わせや質問に答える視聴者対応、地上デジタルテレビジョン放送に関する調査・研究、送・受信技術に関する規格化の推進、エンジニアリングサービスの運用、放送番組の著作権保護に関する関係事業者との連絡、調整、契約に関する業務などに取り組む。
- ② 普及促進業務については、2011年7月の地上デジタルテレビ放送への完全移行に向けて、「アナログ放送停波の周知徹底」と「デジタルテレビ放送の普及促進」を大きな柱に据えて、可能な限りの周知広報・普及促進事業を展開する。とりわけ地上デジタルテレビジョン放送が全国に拡大する2006年12月までの1年間は、普及促進の最も重要な時期と捉え、普及促進の各種施策を実施する原動力としての役割を果たす。
- ③ 活動に当たっては、NHK、民放等の放送事業者や受信機器メーカー、および販売店などの流通、国や地方公共団体等と密接に連携するとともに、「地上デジタル推進全国会議」、「全国地上デジタル放送推進協議会」、「社団法人B Sデジタル放送推進協会（B P A）」等デジタル放送の普及推進を目的とした関係団体とも連携を強化し、普及推進の中心的な役割を担うこととする。〔別表3参照〕

III 周知・広報活動等の推進

1. 地上デジタル放送の着実な普及に向けた周知広報等の推進

地上デジタル放送の視聴可能世帯は本年12月には24都府県・2840万世帯、我が国の全世帯の半数を超える6割に達し、2006年12月には全都道府県・3850万世帯、我が国の全世帯の8割を突破する見込みである。また、地上デジタル対応受信機普及も、9月現在出荷台数累計が620万台に達しており、2005年1月～9月の一月平均の出荷台数が30万台を超える（約33万台）など、現段階では順調な伸びを示している。

今後の周知広報については、このような地上デジタル放送の普及動向を踏まえた対応が必要となる。すなわち、これまでの周知広報は、地上デジタル放送の視聴可能地域が必ずしも広くないことを前提に、地上デジタル放送自体の基礎的な認知を高めつつ、テレビ放送に関心の高い層を中心にその魅力を訴求し、先行的普及を進めるを中心とした具体的な取組を進めてきたが、今後は、地上デジタル放送エリアの広がりを踏まえ、幅広い国民視聴者層に対し、具体的な理解を深めつつ普及を促進することを目的とする周知広報活動へのステップアップが必要となる。

特に、2011年アナログテレビ放送停波を確実に実現するためには、「2 デジタル放送受信機の普及促進 工 普及方策の検討」に示した地上デジタル対応受信機の低廉化・多様化に向けた取組と併行して、①2011年アナログ放送停波に係る認知度向上、②地上デジタル放送の政策的意義についての十分な理解の促進、③地上デジタル放送の受信方法等具体的な対応方法についての理解の促進などが必要となる。そのための対応として、既に本年10月22日から「2011年アナログテレビ放送終了」と記載した告知シールをアナログテレビに貼付することを開始したが（本年9月30日総務省報道発表）、このような対応を一層強化しつつ、その政策的意義についても十分な理解を得るよう努める必要がある。

その一方で、ハイビジョン放送など地上デジタル放送の機能が十分に発揮され、広範な国民視聴者にその価値が受容されることも、地上デジタル放送の円滑な普及には不可欠であり、上記の地上デジタル放送に対する十分な理解を得るために周知広報活動と密接に連携しつつ、民間の創意工夫を十分に生かし地上デジタル放送の魅力について国民視聴者の納得を得るための取組が必要である。このため、既に本年冬期商戦期の企画立案にあたり、（社）地上デジタル放送推進協会（D-P.A）

を周知・広報、普及のための活動の中核機関と位置づけ、2011年アナログテレビ放送停波へのシール貼付の実施について支援する一方で、D-P.A.独自に地上デジタル対応チューナーを搭載していることを示す「デジタルシール」を作成し、販売店での有効活用によりデジタル受信機の普及促進を図るといった取組を進めているところである。

上記の観点から、2006年においては、地上デジタル放送の着実な普及を図るために、放送事業者、受信機メーカー、販売店、地方公共団体、政府等の関係機関の連携・協力を引き続き強化しつつ、特に以下の事項に重点を置き、周知・広報及び普及に向けた活動を強力に推進することとする。なお、その推進にあたっては、D-P.A.を中核組織と位置づけ、地方公共団体や流通等の関係者の協力を得つつ、第5次行動計画・周知・広報アクションプランに示された関係者の連携による取組、各関係者の取組を一層充実・強化する形で具体的な企画立案を進めることとする。

ア 2011年アナログ放送停波告知の推進

地上アナログ放送を2011年までに停波することについて、その政策的意義も含め国民視聴者にご理解いただくための周知広報活動を、総務省が中心となり、関係者が一体となって推進する。

- ① 放送事業者の協力を得て、情報番組やスポットによる2011年アナログ放送停波告知の推進。
- ② 幅広い国民視聴者を対象とした、新聞広告や政府公報等による広報の推進。
- ③ D-P.A.、受信機メーカー・販売店等の協力を得て、停波告知シール貼付を軸としたテレビ受信機購入者への2011年アナログテレビ放送停波告知の徹底。
- ④ 地方公共団体の協力を得て、自治体広報誌等での広報の推進。
- ⑤ 2011年アナログ放送停波の政策的意義も含め、関係者が共通の対応を行えるよう、想定問答等を充実し、関係者に配布。

イ 国民視聴者への受信相談機能の強化

地上デジタル放送対応受信機の普及に向けた環境を整備するため、特に受信方法に対する視聴者（消費者）の理解を促進する観点から、総務省（地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター）、放送事業者、メーカー、流通等が一体となって以下の取組を推進する。

- ① 受信機購入者への地上デジタル放送に係る正確な情報伝達を目的とした、販売店員に対する研修の実施（受講証明証の発行）
- ② 地方公共団体の行う地域住民への説明会等の場を積極的に活用した周知広報活動を推進（高齢者など情報弱者も対象。）

- ③ 地方公共団体において地域住民の相談窓口となる担当者への地上デジタル放送についての理解の促進（都道府県が開催する市町村担当者との連絡会議における積極的な情報提供 など）
- ④ 地域のイベント等での臨時相談窓口の設置
- ⑤ 消費者団体の協力を得て、地域の消費者に対する啓発活動の推進。
- ⑥ 生活者の視点に立った受信解説テキスト・ビデオ等教材の作成。（何故デジタル化が必要か、いつ視聴できるのか、どのような視聴方法があるのか 等）
- ⑦ D－P Aが運用する受信エリア検索システムの充実・強化など、中継局を含む開局情報を分かりやすく国民視聴者に提供するための方策の検討。

ウ 共聴施設改修等に係る周知広報の推進

共聴施設（都市受信障害対策共聴、集合住宅共聴、辺地共聴）については、地上デジタル放送を受信するためには一部改修等が必要となる施設が発生するところ、その費用負担等に係る理解を得る観点から、共聴施設の管理者や視聴者に焦点を当てた周知広報活動を推進する。

特に、都市部においては地上デジタル放送の視聴可能地域が急速に拡大していることから、都市部に設置されている都市受信障害対策共聴、集合住宅共聴に対する周知広報は、早期に、総務省を中心として放送事業者や関係業界等の協力を得て、個別受信やケーブルテレビによる視聴を含め、原因者・管理者に対する計画的な周知広報を推進するとともに、新聞広告や関係業界紙等への広告掲載、個別視聴者からの相談体制整備を行う。

エ 地上デジタル放送普及を加速するためのキャンペーン展開

地上デジタル放送の普及を加速させるためには、単に地上デジタル放送のメリットを周知広報するのみならず、民間レベルの創意工夫を生かし、番組制作等を通じて具体的にハイビジョンなどデジタル放送の魅力を国民視聴者に訴求し、納得を得ることが不可欠。このため、12／1にD－P Aより発表された普及促進プランに基づき、D－P Aが中心となり、放送事業者、メーカー、販売店等の協力を得て、以下の取組を推進する。

- ① 統一キャンペーンロゴ・キャッチコピーの作成、関係者が一体となったキャンペーン展開
- ② ハイビジョンなどデジタルの特性を生かしたコンテンツのPR（ハイビジョンマークの展開 等）
- ③ 情報番組での取り上げやスポットによる地上デジタル放送の魅力の訴求

オ 地域レベルでの連絡推進体制の構築

来年12月の全国開局を踏まえ、地域において上記の施策を一体的に展開するた

めには、地上デジタル推進全国会議が地上デジタル放送の普及を分野横断的に推進することを目的として設置されたのと同様、地域レベルで総務省（総合通信局）、放送事業者、販売店、地方公共団体等の連絡・連携体制を確立し、常時情報を共有し、地域住民からの問い合わせ等に共同して対応することが望まれる。既に中国地域では、「中国地域地上デジタル放送普及推進会議」を設置したところ、全国開局に向けて、各地域レベルの「推進会議」の設置に取り組む。

（2）個人情報の適正な取扱いに関する取組の推進

放送のデジタル化に伴う高度で多彩なサービスの提供に際して、放送関係事業者等においては、視聴者等の個人情報を取得する機会が増加すると想定されることから、2005年4月1日に施行された「放送受信者等の個人情報の保護に関する指針」（平成16年8月31日 総務省告示第696号）を踏まえ、放送事業者や事業者団体等の関係者が連携・協力して個人情報の適正な取扱いに関する取組を推進する。

IV 政府の取組

2011年7月のアナログ停波まで6年という状況の中で、昨年の第五次行動計画の発表以降、本計画のⅢ章までにも指摘されているとおり、1) あらゆる手段を通じてアナログ時の放送エリアをカバーすることに関する要請の一層の高まり 2) 特に、地上デジタル放送に対する地方公共団体の関心の急速な高まり 3) こうした要請に応える上で、いわゆる「通信・放送融合」の成果の活用の必要性に関する指摘 4) アナログ受信機に係る現状を踏まえた、受信環境整備の一層の促進に関する指摘など、デジタル放送に関して様々な環境の変化が見られる。

そして、こうした環境変化の中で、行政として果たすべき役割と講すべき施策について、本年7月、情報通信審議会から、「地上デジタル放送の利活用の可能性と普及に向けて行政の果たすべき役割」について第2次の答申（以下「第2次中間答申」）を受けたところである。

この第2次中間答申の諸提言を踏まえ、総務省としては、2011年のアナログ完全停波・デジタル移行の確実な実現を図るため、以下に掲げる施策を積極的に推進していく。

(1) 本年10月に再開された情報通信審議会・地上デジタル放送推進委員会における検討も踏まえ、以下のような諸課題について引き続き検討し、可能な限り早期に結論を得る。

- ア 本計画に盛り込まれた、中継局のロードマップを確実に実現するための具体的方策
- イ 第2次中間答申が提言した補完手段に関する目標の実現に向けた、IP、衛星等補完手段の利用に関する諸条件の明確化・公表
- ウ 受信機の普及の一層の促進に係る具体的方策

(2) 消防庁、文部科学省、国土交通省などの関係省庁や、地方公共団体と密接な連携を図りつつ、平成18年度概算要求において、引き続き、以下の実証実験予算と、周知広報予算を要求する。

- ア 携帯向け放送、サーバー型放送の公共分野に関する実証実験
「通信・放送融合」の成果を目にする形で実感し得る、デジタル放送ならではの高度なサービスを、教育、防災などの公共分野に導入した場合の具体像と導入効果を実証。一般利用や地方公共団体による認知と理解を向上。
- イ 通信インフラの利活用に関する実証実験
地方公共団体や通信事業者が整備した既存の通信インフラを含め、IPや衛

星等の補完手段を活用する場合に必要な諸条件について、確認・整理するための実証実験を実施。全国地上デジタル放送推進協議会など、放送事業者その他の関係者における検討とも密接な連携を図りつつ、伝送路に関する視聴者の選択肢の拡大を図る。

ウ デジタル放送の全国普及に向けて、財政投融資（放送デジタル化推進事業）を要望するなど、放送事業者の投資環境の整備に努める。

エ また、2003年8月に総務省内に設置された総務大臣を本部長とする「地上デジタル放送推進本部」においても、地上デジタル放送の円滑な実施に係る総合的な取り組みを強力に推し進めていくこととする。

V 行動計画のフォローアップ等

(1) 行動計画のフォローアップ

本行動計画について、着実な実施を図るとともに、可能な限り前倒しを行う方向で定期的にフォローアップを行う。

(2) 推進体制の整備

幹事会の下に「企画運営分科会」を設置し、活動方針案の作成、行動計画全体のフォローアップ等を行う。

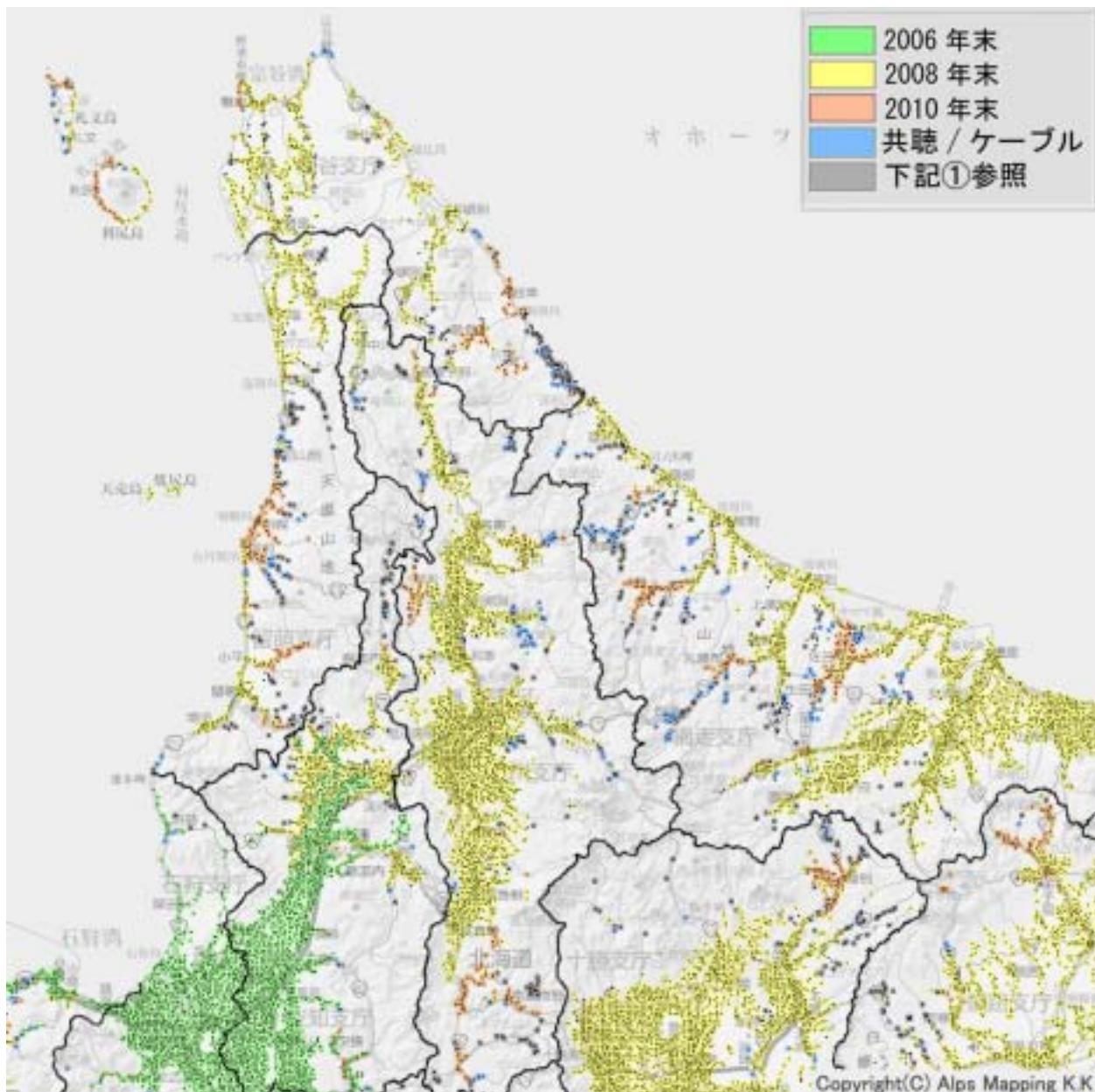
また、「普及促進分科会」を設置し、受信機の普及のフォローアップ、普及方策の検討、電子政府・電子自治体、教育等様々な分野における地上デジタル放送の活用方策の検討、使いやすいサービス及び機器のあり方の検討等を行う。

同分科会の下には受信機の普及状況に関する専門的な検討を行う「普及状況ワーキング」を設置し、普及状況の把握方法の検討等を行う。

地上デジタルテレビ放送のエリアのめやす

各放送対象地域において先行して中継局を設置するメディアについて、カバーエリアを計算

地上デジタルテレビ放送のエリアのめやす

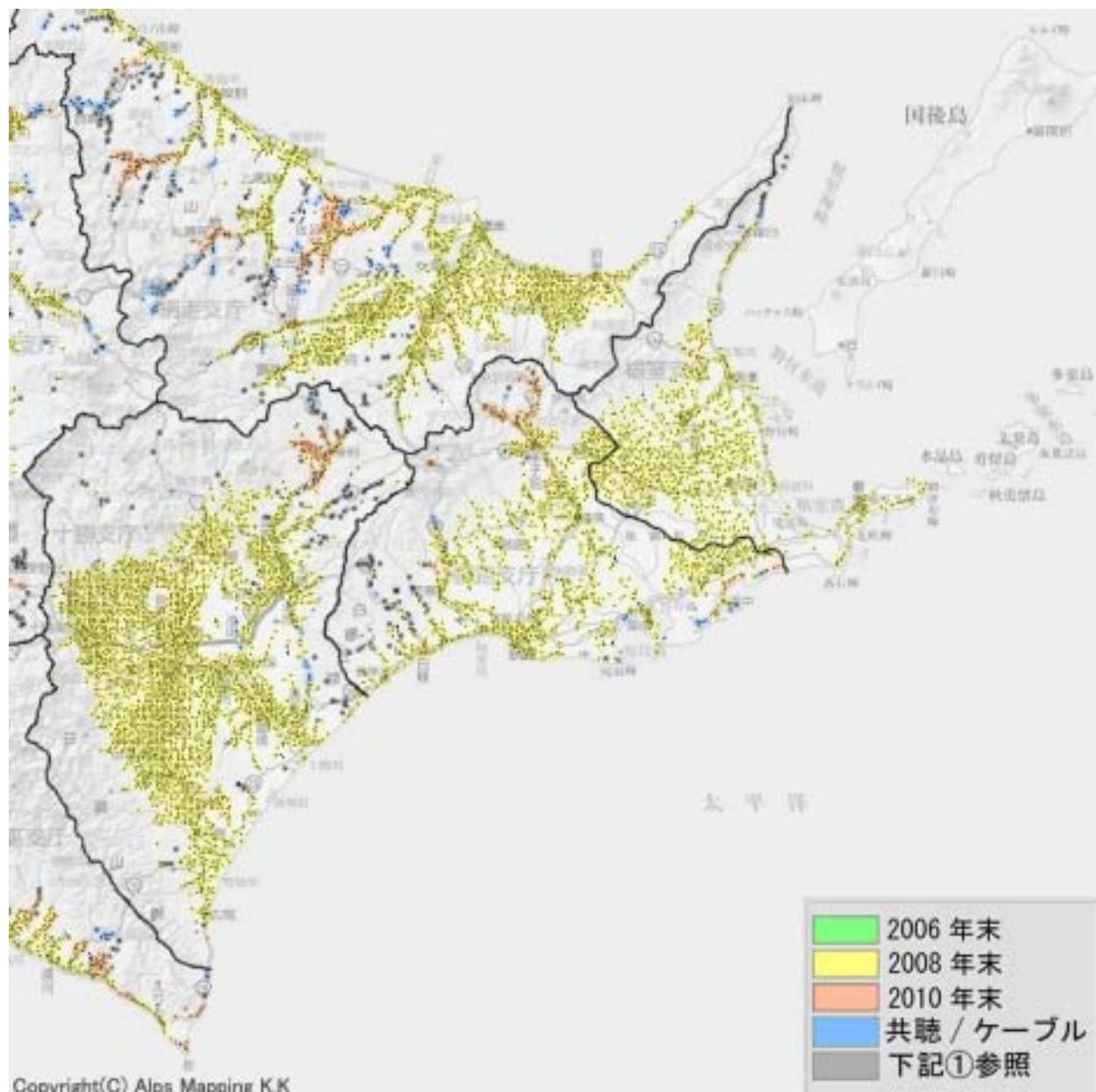


カバー率の年次推移

	2006年末(電波)	2008年末(電波)	2010年末(電波)	共聴/ケーブル
北海道	51.8%	95.8%	98.2%	0.6%

- ①: アナログ放送が良好に受信できない地域
- ②: カバー率はアナログ受信世帯数(共聴等を含む)に対するデジタル受信可能世帯数の比
- ③: 図中の黒小点は受信世帯のある場所(集落等)を表します
- ④: 受信アンテナの設置状態等により受信状況が図と異なる場合があります
- ⑤: 先行中継局のカバー状況により実際の中継局設置は異なることがあります

地上デジタルテレビ放送のエリアのめやす

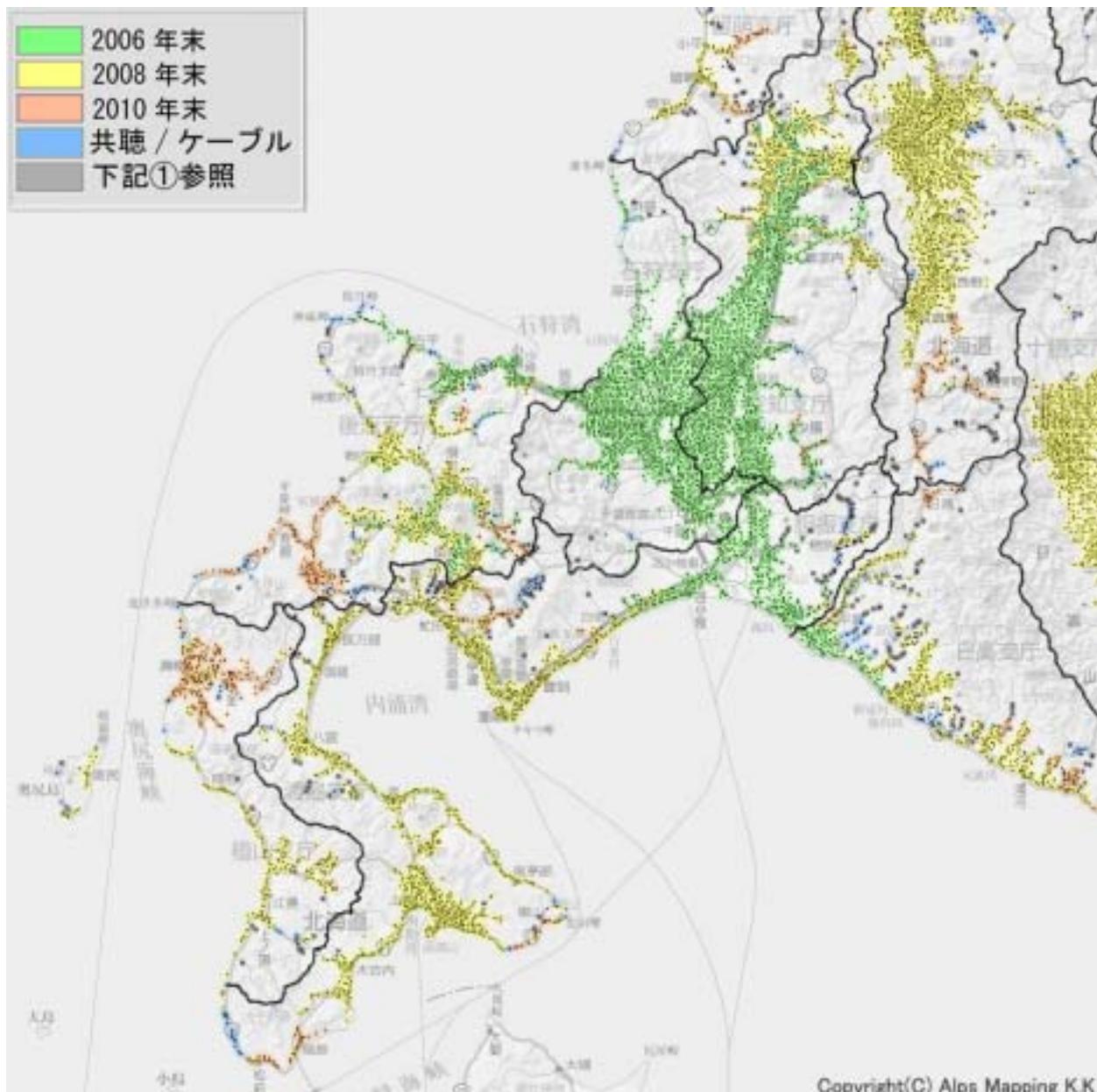


カバー率の年次推移

	2006年末(電波)	2008年末(電波)	2010年末(電波)	共聴/ケーブル
北海道	51.8%	95.8%	98.2%	0.6%

- ①: アナログ放送が良好に受信できない地域
- ②: カバー率はアナログ受信世帯数(共聴等を含む)に対するデジタル受信可能世帯数の比
- ③: 図中の黒小点は受信世帯のある場所(集落等)を表します
- ④: 受信アンテナの設置状態等により受信状況が図と異なる場合があります
- ⑤: 先行中継局のカバー状況により実際の中継局設置は異なることがあります

地上デジタルテレビ放送のエリアのめやす

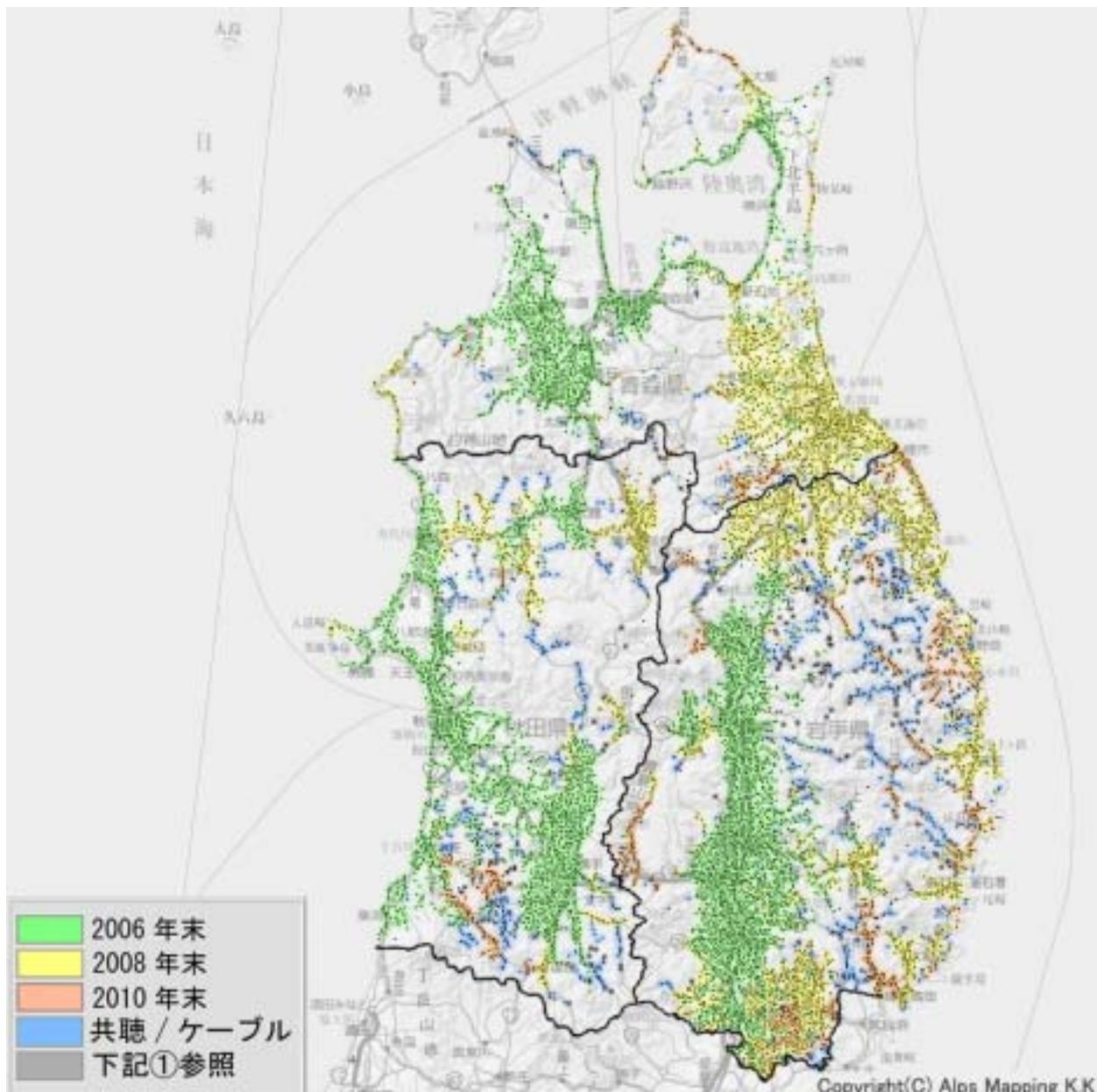


カバー率の年次推移

	2006年末(電波)	2008年末(電波)	2010年末(電波)	共聴/ケーブル
北海道	51.8%	95.8%	98.2%	0.6%

- ①: アナログ放送が良好に受信できない地域
- ②: カバー率はアナログ受信世帯数(共聴等を含む)に対するデジタル受信可能世帯数の比
- ③: 図中の黒小点は受信世帯のある場所(集落等)を表します
- ④: 受信アンテナの設置状態等により受信状況が図と異なる場合があります
- ⑤: 先行中継局のカバー状況により実際の中継局設置は異なることがあります

地上デジタルテレビ放送のエリアのめやす

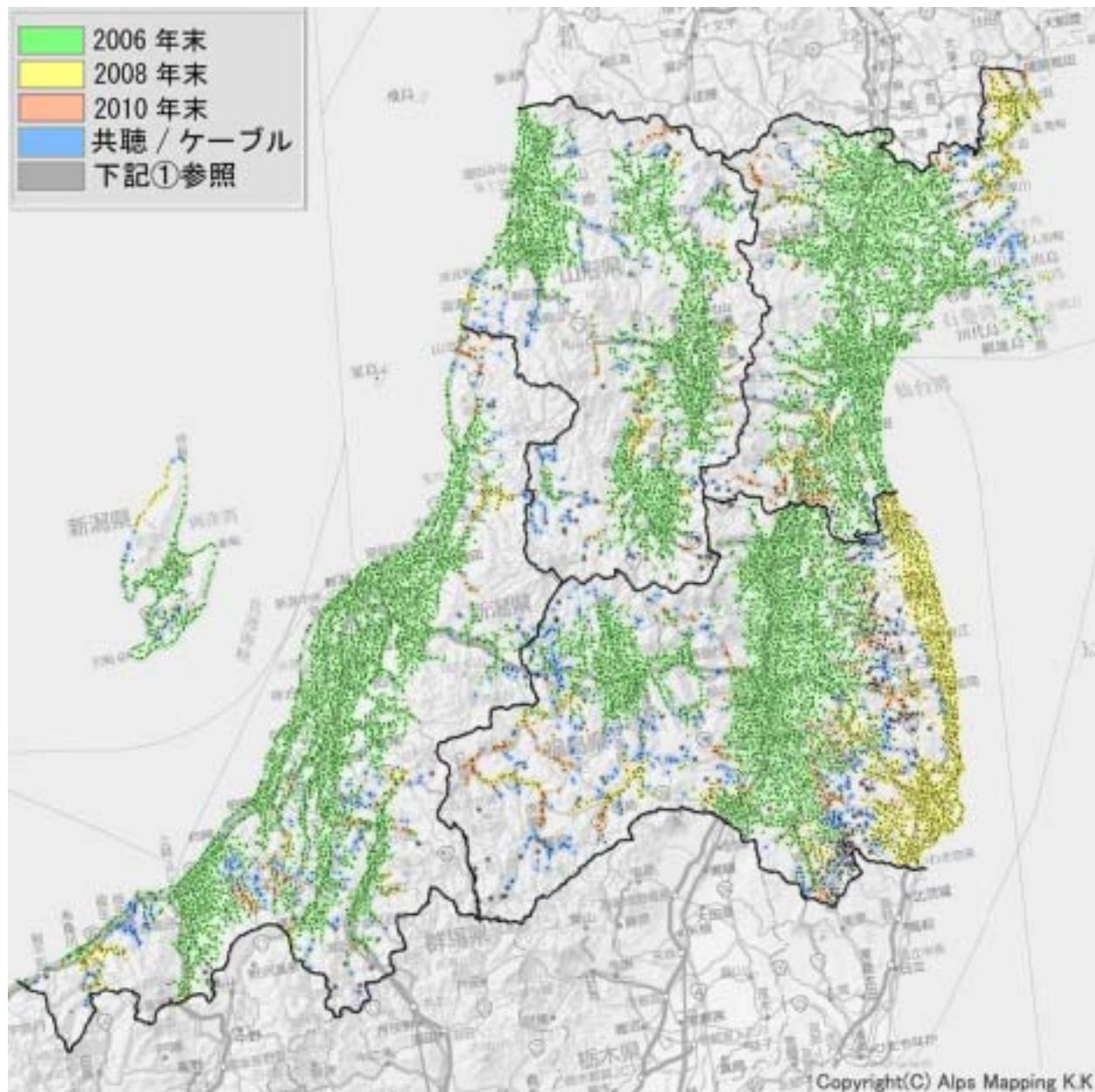


カバー率の年次推移

	2006年末(電波)	2008年末(電波)	2010年末(電波)	共聴/ケーブル
青森県	60.1%	96.1%	98.6%	0.7%
岩手県	62.2%	87.2%	96.7%	2.7%
秋田県	84.0%	95.2%	97.0%	2.8%

- ①: アナログ放送が良好に受信できない地域
- ②: カバー率はアナログ受信世帯数(共聴等を含む)に対するデジタル受信可能世帯数の比
- ③: 図中の黒小点は受信世帯のある場所(集落等)を表します
- ④: 受信アンテナの設置状態等により受信状況が図と異なる場合があります
- ⑤: 先行中継局のカバー状況により実際の中継局設置は異なることがあります

地上デジタルテレビ放送のエリアのめやす

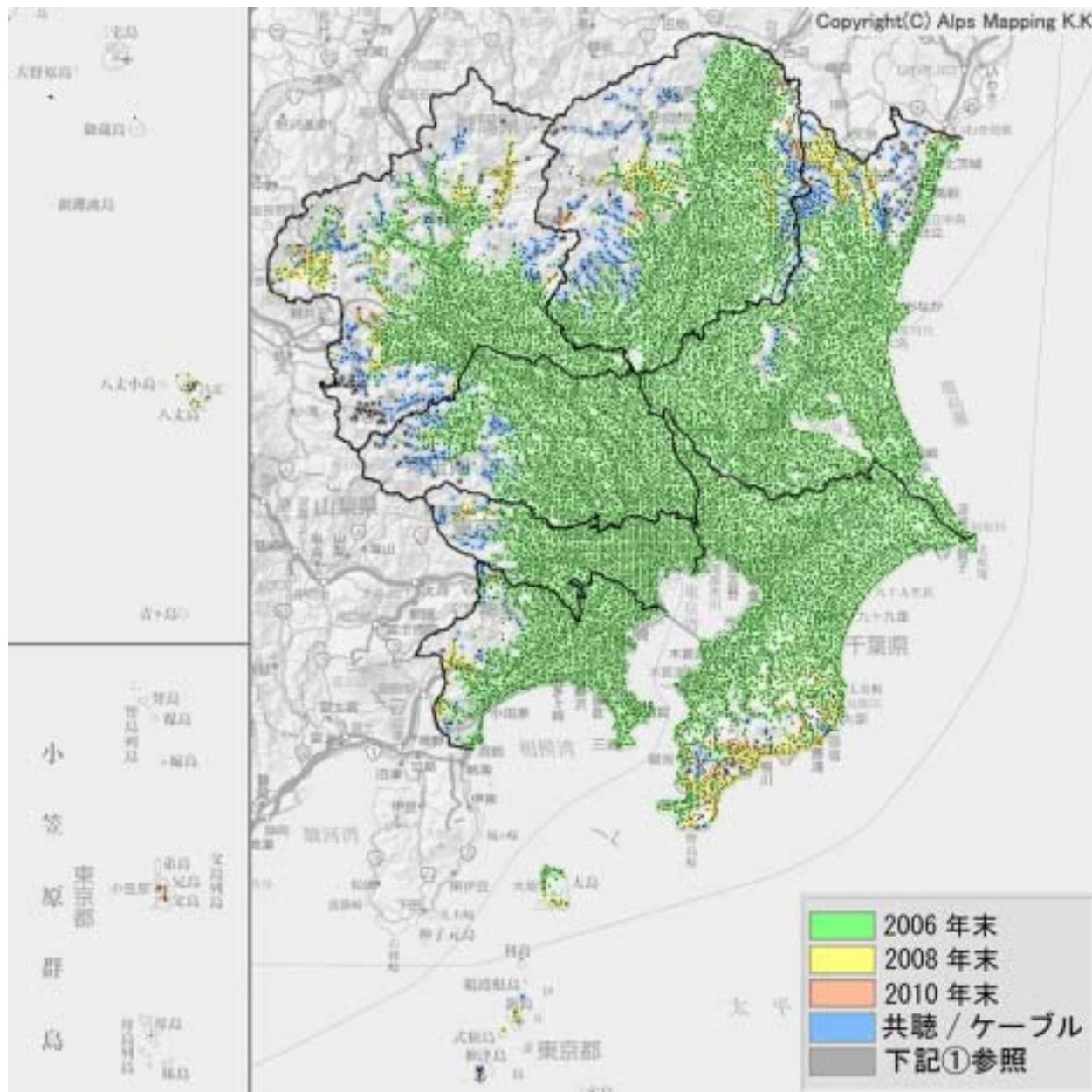


カバー率の年次推移

	2006年末(電波)	2008年末(電波)	2010年末(電波)	共聴/ケーブル
宮城県	92.2%	98.1%	98.8%	0.9%
山形県	95.3%	97.8%	98.1%	1.7%
福島県	67.2%	96.0%	97.4%	1.9%
新潟県	95.9%	97.5%	98.3%	1.4%

- ①: アナログ放送が良好に受信できない地域
- ②: カバー率はアナログ受信世帯数(共聴等を含む)に対するデジタル受信可能世帯数の比
- ③: 図中の黒小点は受信世帯のある場所(集落等)を表します
- ④: 受信アンテナの設置状態等により受信状況が図と異なる場合があります
- ⑤: 先行中継局のカバー状況により実際の中継局設置は異なることがあります

地上デジタルテレビ放送のエリアのめやす

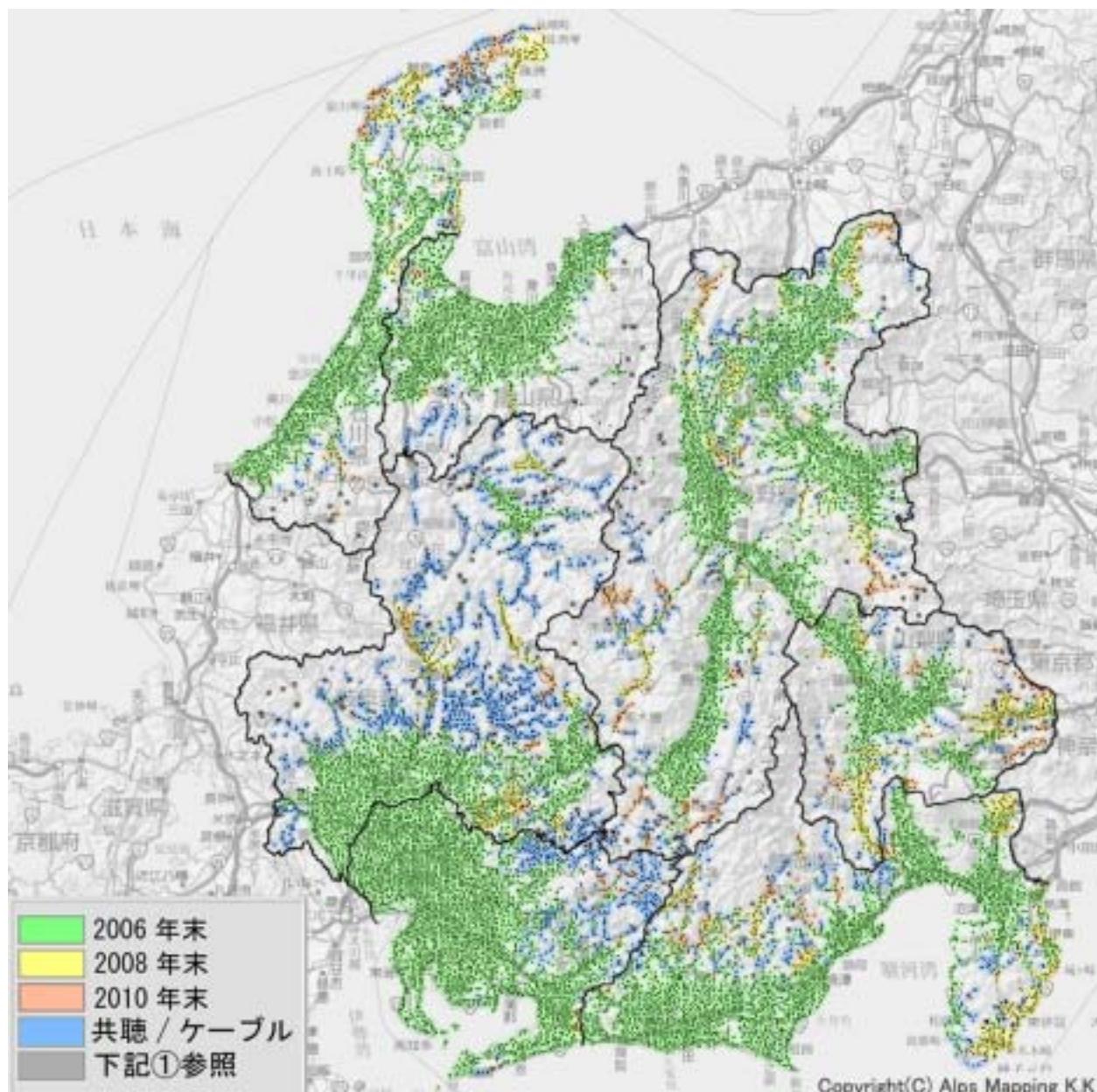


カバー率の年次推移

	2006年末(電波)	2008年末(電波)	2010年末(電波)	共聴/ケーブル
茨城県	97.9%	99.2%	99.2%	0.7%
栃木県	93.6%	96.6%	97.2%	2.2%
群馬県	94.8%	97.7%	97.9%	1.8%
埼玉県	99.6%	99.6%	99.7%	0.3%
千葉県	96.9%	99.4%	99.5%	0.3%
東京都	99.8%	99.9%	99.9%	0.1%
神奈川県	98.7%	99.7%	99.7%	0.3%

- ①: アナログ放送が良好に受信できない地域
- ②: カバー率はアナログ受信世帯数(共聴等を含む)に対するデジタル受信可能世帯数の比
- ③: 図中の黒小点は受信世帯のある場所(集落等)を表します
- ④: 受信アンテナの設置状態等により受信状況が図と異なる場合があります
- ⑤: 先行中継局のカバー状況により実際の中継局設置は異なることがあります

地上デジタルテレビ放送のエリアのめやす

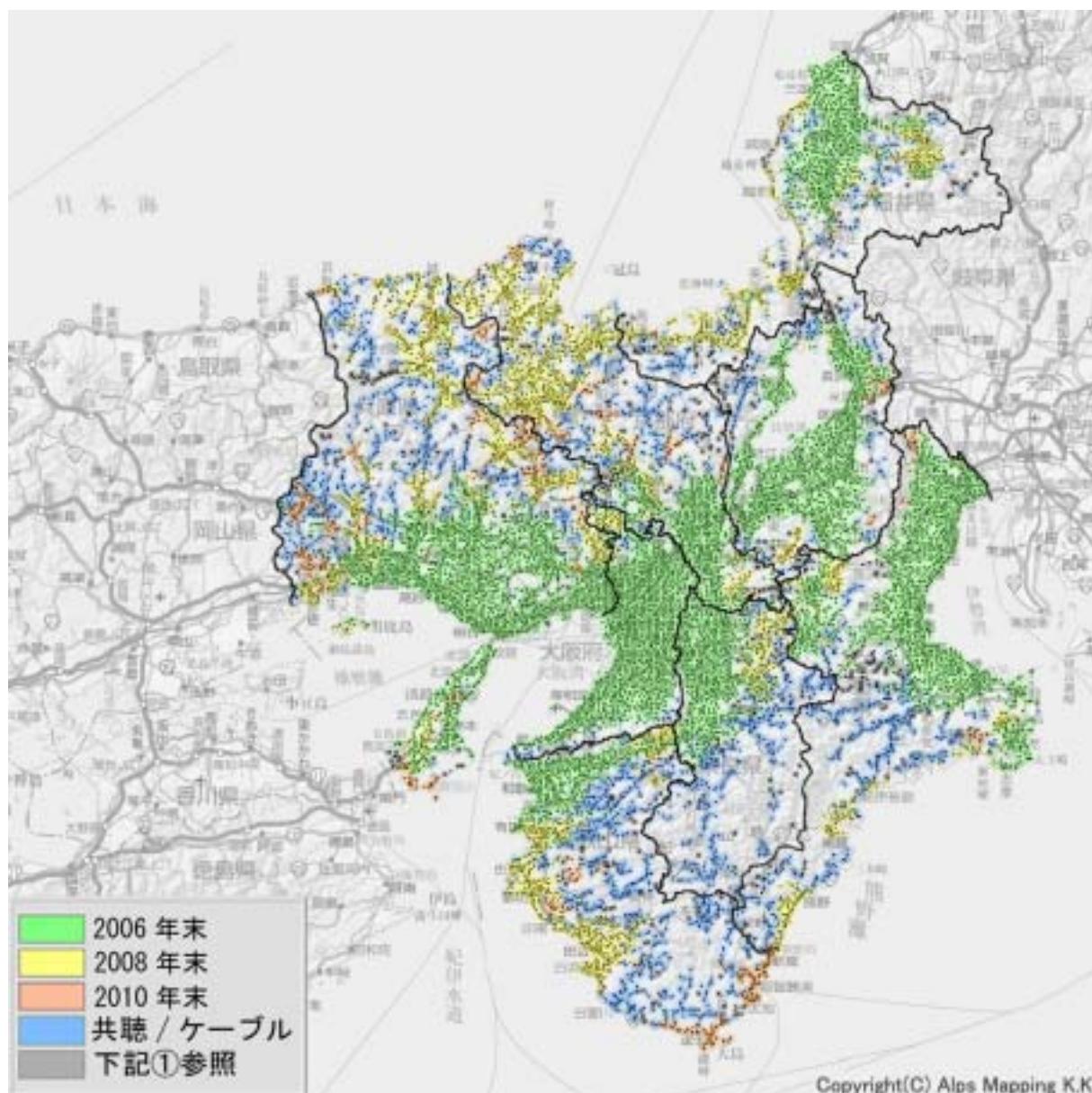


カバー率の年次推移

	2006年末(電波)	2008年末(電波)	2010年末(電波)	共聴/ケーブル
富山県	97.6%	98.8%	99.0%	0.6%
石川県	93.0%	97.1%	98.4%	1.4%
山梨県	85.5%	95.7%	97.6%	2.1%
長野県	89.5%	95.1%	96.8%	2.2%
岐阜県	81.9%	90.4%	92.6%	5.8%
静岡県	89.9%	97.2%	98.0%	1.4%
愛知県	98.9%	99.2%	99.3%	0.6%

- ①: アナログ放送が良好に受信できない地域
- ②: カバー率はアナログ受信世帯数(共聴等を含む)に対するデジタル受信可能世帯数の比
- ③: 図中の黒小点は受信世帯のある場所(集落等)を表します
- ④: 受信アンテナの設置状態等により受信状況が図と異なる場合があります
- ⑤: 先行中継局のカバー状況により実際の中継局設置は異なることがあります

地上デジタルテレビ放送のエリアのめやす

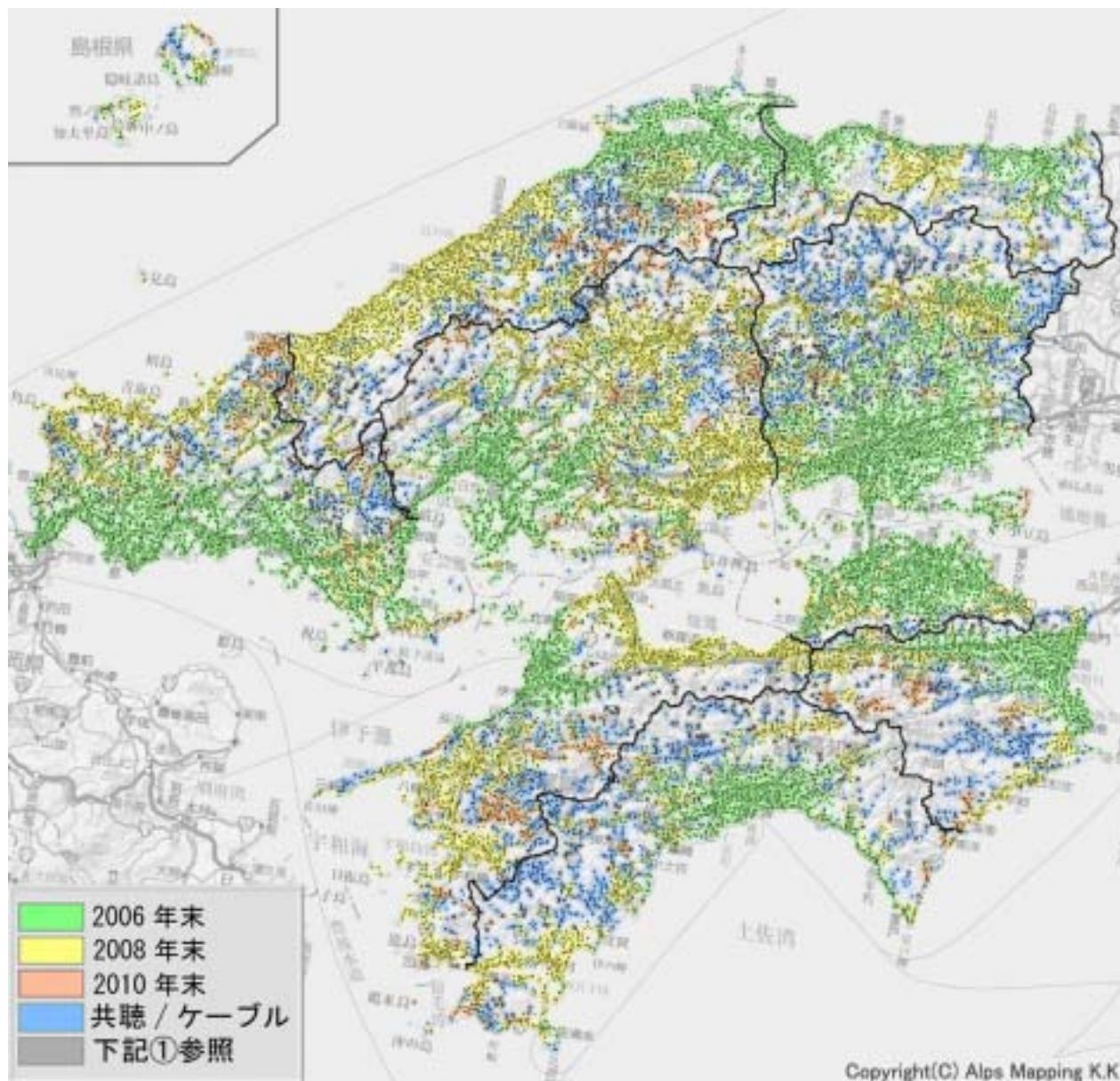


カバー率の年次推移

	2006年末(電波)	2008年末(電波)	2010年末(電波)	共聴/ケーブル
福井県	67.6%	93.5%	95.6%	2.7%
三重県	87.1%	92.9%	94.3%	3.8%
滋賀県	95.3%	97.6%	98.6%	1.2%
京都府	84.6%	97.1%	98.1%	1.5%
大阪府	99.7%	99.8%	99.9%	0.1%
兵庫県	86.5%	95.5%	97.4%	2.3%
奈良県	94.2%	96.7%	96.7%	2.2%
和歌山県	57.5%	84.3%	93.1%	7.4%

- ①: アナログ放送が良好に受信できない地域
- ②: カバー率はアナログ受信世帯数(共聴等を含む)に対するデジタル受信可能世帯数の比
- ③: 図中の黒小点は受信世帯のある場所(集落等)を表します
- ④: 受信アンテナの設置状態等により受信状況が図と異なる場合があります
- ⑤: 先行中継局のカバー状況により実際の中継局設置は異なることがあります

地上デジタルテレビ放送のエリアのめやす

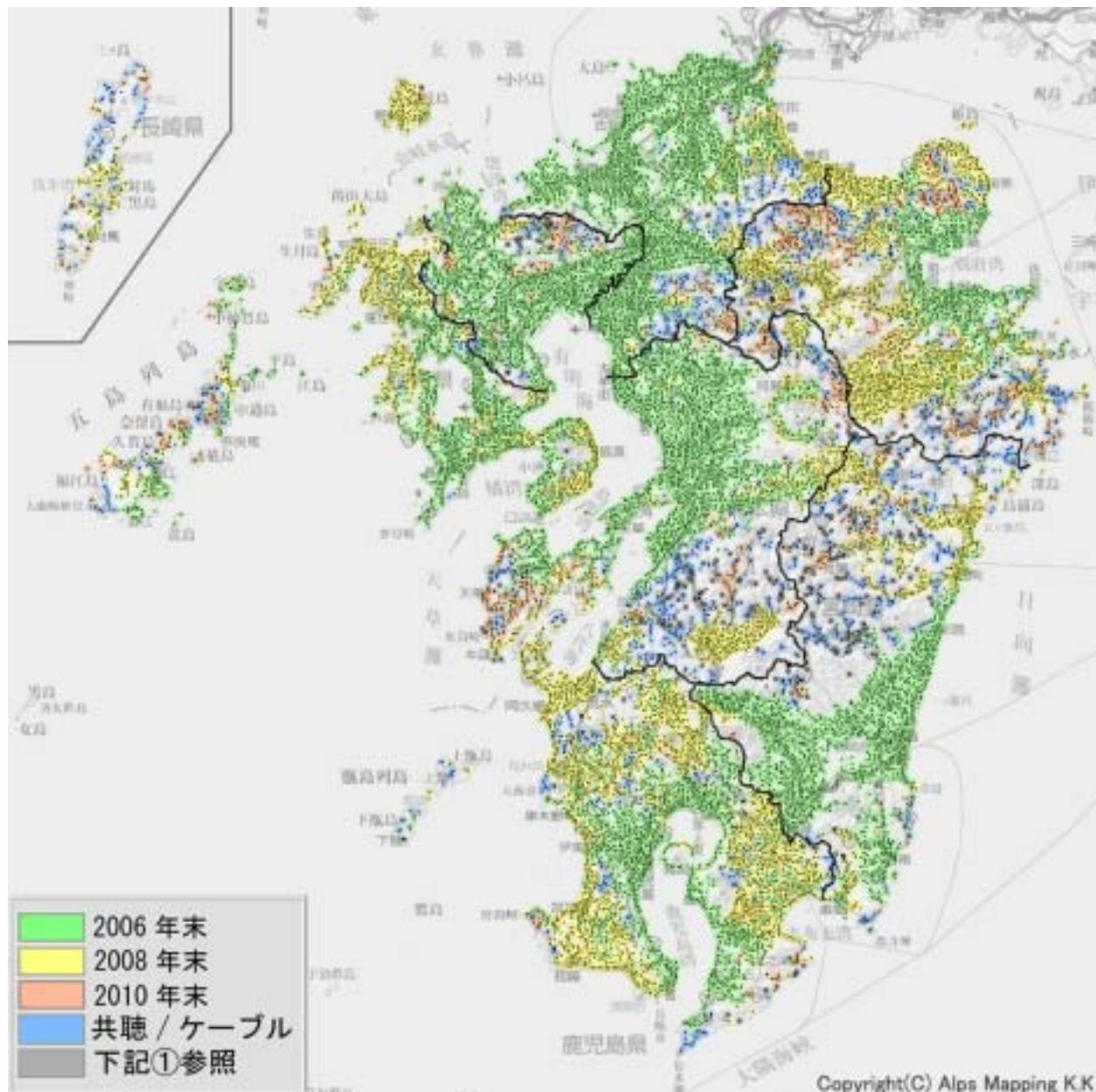


カバー率の年次推移

	2006年末(電波)	2008年末(電波)	2010年末(電波)	共聴/ケーブル
鳥取県	76.1%	94.1%	95.0%	4.6%
島根県	54.7%	88.8%	93.0%	6.4%
岡山県	77.4%	91.9%	93.2%	4.3%
広島県	66.0%	95.1%	96.6%	2.2%
山口県	83.2%	95.7%	97.2%	2.3%
徳島県	82.6%	93.3%	94.9%	4.3%
香川県	89.3%	99.1%	99.5%	0.5%
愛媛県	44.7%	91.3%	95.2%	3.8%
高知県	72.0%	90.7%	93.0%	5.4%

- ①：アナログ放送が良好に受信できない地域
- ②：カバー率はアナログ受信世帯数(共聴等を含む)に対するデジタル受信可能世帯数の比
- ③：図中の黒小点は受信世帯のある場所(集落等)を表します
- ④：受信アンテナの設置状態等により受信状況が図と異なる場合があります
- ⑤：先行中継局のカバー状況により実際の中継局設置は異なることがあります

地上デジタルテレビ放送のエリアのめやす

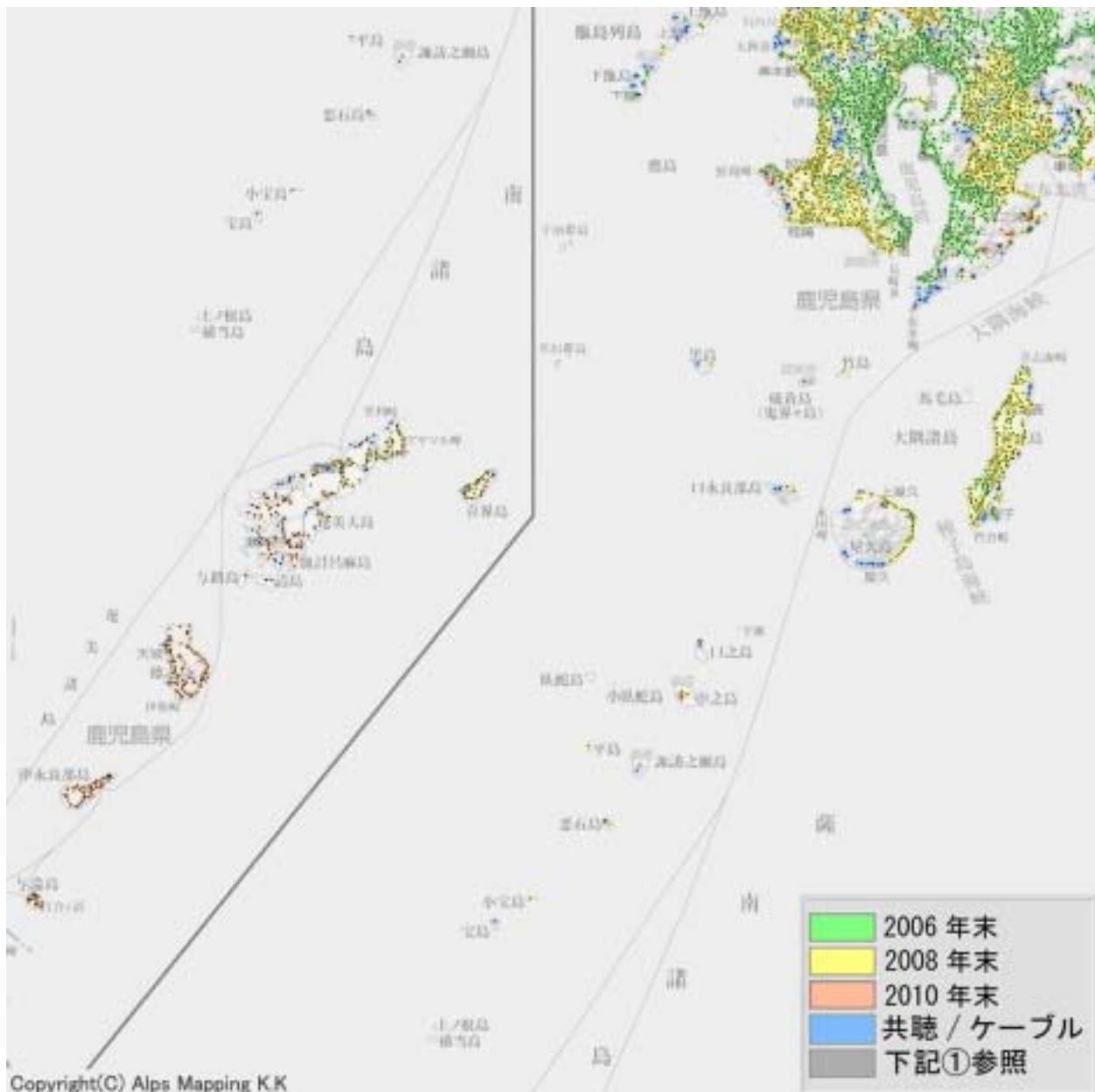


カバー率の年次推移

	2006年末(電波)	2008年末(電波)	2010年末(電波)	共聴/ケーブル
福岡県	93.5%	98.9%	99.4%	0.6%
佐賀県	91.8%	95.4%	99.0%	1.0%
長崎県	62.0%	90.8%	96.7%	2.9%
熊本県	84.9%	96.0%	97.9%	1.8%
大分県	56.6%	91.7%	95.7%	3.8%
宮崎県	77.2%	96.9%	97.6%	2.0%
鹿児島県	51.2%	91.6%	96.6%	2.6%

- ①： アナログ放送が良好に受信できない地域
- ②： カバー率はアナログ受信世帯数(共聴等を含む)に対するデジタル受信可能世帯数の比
- ③： 図中の黒小点は受信世帯のある場所(集落等)を表します
- ④： 受信アンテナの設置状態等により受信状況が図と異なる場合があります
- ⑤： 先行中継局のカバー状況により実際の中継局設置は異なることがあります

地上デジタルテレビ放送のエリアのめやす

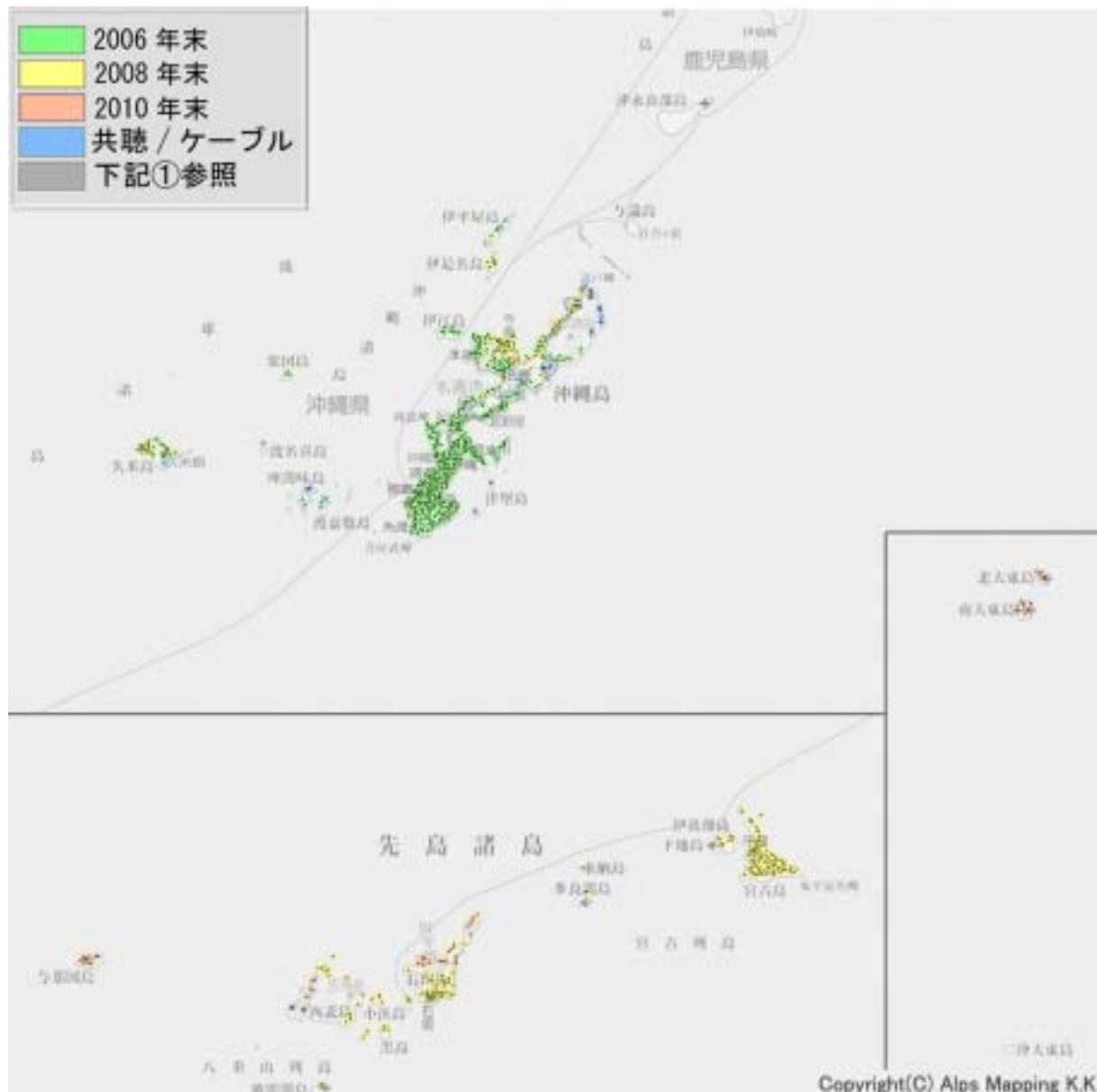


カバー率の年次推移

	2006年末(電波)	2008年末(電波)	2010年末(電波)	共聴/ケーブル
鹿児島県	51.2%	91.6%	96.6%	2.6%

- ①: アナログ放送が良好に受信できない地域
- ②: カバー率はアナログ受信世帯数(共聴等を含む)に対するデジタル受信可能世帯数の比
- ③: 図中の黒小点は受信世帯のある場所(集落等)を表します
- ④: 受信アンテナの設置状態等により受信状況が図と異なる場合があります
- ⑤: 先行中継局のカバー状況により実際の中継局設置は異なることがあります

地上デジタルテレビ放送のエリアのめやす



カバー率の年次推移

	2006年末(電波)	2008年末(電波)	2010年末(電波)	共聴/ケーブル
沖縄県	87.2%	98.6%	99.3%	0.5%

- ①: アナログ放送が良好に受信できない地域
- ②: カバー率はアナログ受信世帯数(共聴等を含む)に対するデジタル受信可能世帯数の比
- ③: 図中の黒小点は受信世帯のある場所(集落等)を表します
- ④: 受信アンテナの設置状態等により受信状況が図と異なる場合があります
- ⑤: 先行中継局のカバー状況により実際の中継局設置は異なることがあります

「ワンセグ」サービス開始ロードマップ

各都道府県で「ワンセグ」サービス開始の目標時期がわかる

各都道府県で「ワンセグ」サービス開始目標時期が分かる 「ワンセグ」サービス開始ロードマップ

◎ 各都道府県において先行局の「ワンセグ」サービスが

2006年(平成18年)
4月に開始

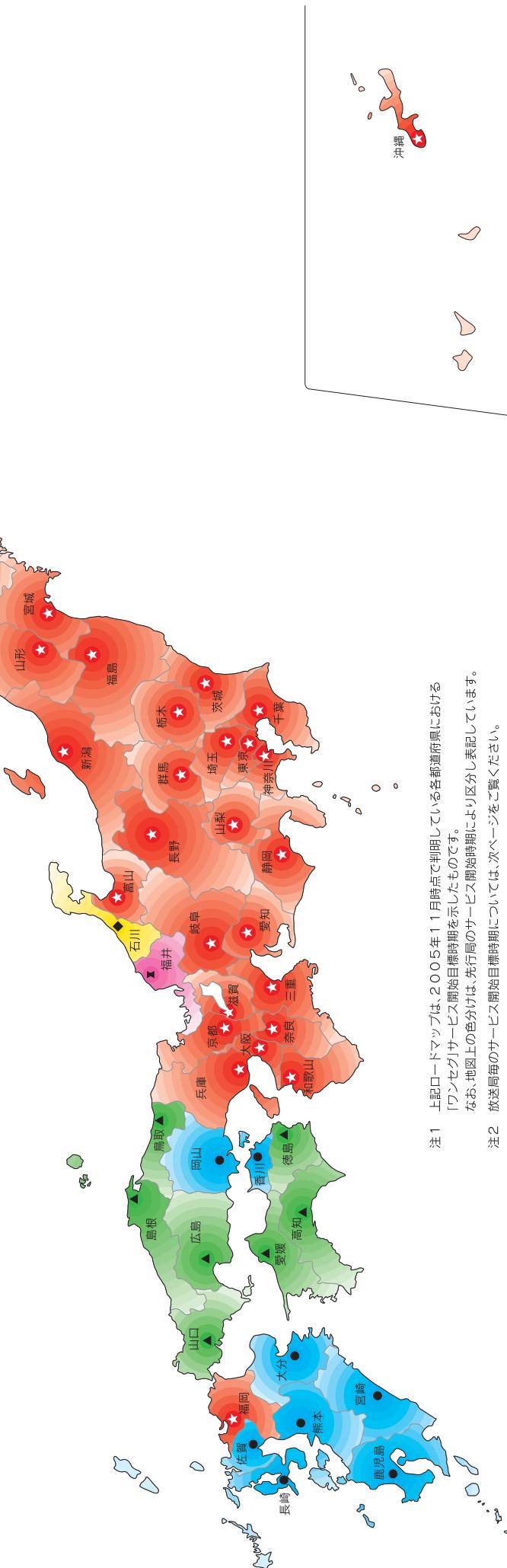
2006年(平成18年)
5月に開始

2006年(平成18年)
6月に開始

2006年(平成18年)
7月に開始

2006年(平成18年)
10月に開始

2006年(平成18年)
12月に開始



- 注1 上記ロードマップは、2005年11月時点での各都道府県における「ワンセグ」サービス開始目標時期を示したものであります。
なお、地図上の色分けは、先行局のサービス開始時期により区分し表記しています。
- 注2 放送局毎のサービス開始目標時期については、次ページをご覧ください。

一 地上デジタルテレビジョン放送・「ワンセグ」サービス開始目標時期一覧表(ロードマップ) 一

エリア	都道府県名	放送局名	開始時期	エリア	都道府県名	放送局名	開始時期	エリア	都道府県名	放送局名	開始時期
東北エリア	北海道	NHK札幌	2006年 6月	北陸エリア	富山	NHK富山	2006年 4月★	四国エリア	徳島	NHK徳島	2006年10月★
		札幌テレビ放送	2006年 6月			北日本放送	2006年 4月			四国放送	2006年12月
		北海道放送	2006年 6月		石川	チューリップテレビ	2006年10月		香川・岡山	NHK高松	2006年12月★
		北海道文化放送	2006年 6月			富山テレビ放送	2006年10月			NHK岡山	2006年12月★
		北海道テレビ放送	2006年 6月			NHK金沢	2006年 7月★			西日本放送	2006年12月
	青森	テレビ北海道	2006年 6月			テレビ金沢	2006年 7月		瀬戸内海放送	瀬戸内海放送	2006年12月
		NHK青森	2006年 4月★			北陸放送	2006年 7月			山陽放送	2006年12月
		青森放送	2006年中			石川テレビ放送	2006年 7月			岡山放送	2006年12月
		青森テレビ	2006年中			北陸朝日放送	2006年10月			テレビせとうち	2006年12月
		青森朝日放送	2006年 7月		福井	NHK福井	2006年 5月★		愛媛	NHK松山	2006年10月
	岩手	NHK盛岡	2006年 4月★			福井放送	2006年 5月			南海放送	2006年10月
		テレビ岩手	2006年10月			福井テレビジョン放送	2006年 5月			テレビ愛媛	2006年10月
		IBC岩手放送	2006年10月			中京テレビ放送	2006年 4月			愛媛朝日テレビ	2006年10月
		岩手めんこいテレビ	2006年10月			中部日本放送	2006年 4月		高知	NHK高知	2006年10月★
		岩手朝日テレビ	2006年10月			東海テレビ放送	2006年 4月			高知放送	2006年10月
	宮城	NHK仙台	2006年 4月			名古屋テレビ放送	2006年 4月			テレビ高知	2006年10月
		宮城テレビ放送	2006年 4月			NHK名古屋	2006年 4月			高知さんさんテレビ	2006年10月
		東北放送	2006年 4月			テレビ愛知	2006年 4月				
		仙台放送	2006年 4月			NHK岐阜	2006年 4月★		福岡	NHK福岡	2006年 4月
		東日本放送	2006年 7月			岐阜放送	2006年 4月			福岡放送	2006年 7月
	秋田	NHK秋田	2006年 4月★			NHK静岡	2006年 4月★			RKB毎日放送	2006年 7月
		秋田放送	2006年 6月			静岡第一テレビ	2006年 4月			テレビ西日本	2006年 7月
		秋田テレビ	2006年10月			静岡放送	2006年 4月			九州朝日放送	2006年12月
		秋田朝日放送	2006年10月			テレビ静岡	2006年 4月			TVQ九州放送	2006年 7月
		NHK山形	2006年 4月★			静岡朝日テレビ	2006年 4月			NHK佐賀	2006年12月
	山形	山形放送	2006年 4月			NHK津	2006年 4月★			サガテレビ	2006年12月
		テレビユー山形	2006年 6月			三重テレビ放送	2006年 4月			NHK長崎	2006年12月
		さくらんぼテレビジョン	2006年 6月							長崎国際テレビ	2006年12月
		山形テレビ	2006年 6月							長崎放送	2006年12月
		NHK福島	2006年 4月★							テレビ長崎	2006年12月
	福島	福島中央テレビ	2006年中							長崎文化放送	2006年12月
		テレビユー福島	2006年中							NHK熊本	2006年12月
		福島テレビ	2006年中							熊本県民テレビ	2006年12月
		福島放送	2006年中							熊本放送	2006年12月
										テレビ熊本	2006年12月
関東エリア	関東広域圏 (注)	NHK東京	2006年 4月	近畿エリア	近畿広域圏 (注)	讀賣テレビ放送	2006年 4月	九州エリア	福岡	NHK福岡	2006年 4月
		日本テレビ放送網	2006年 4月			毎日放送	2006年 4月			福岡放送	2006年 7月
		東京放送	2006年 4月			関西テレビ放送	2006年 4月			RKB毎日放送	2006年 7月
		フジテレビジョン	2006年 4月			朝日放送	2006年 4月			テレビ西日本	2006年 7月
		テレビ朝日	2006年 4月			NHK大阪	2006年 4月			九州朝日放送	2006年12月
		テレビ東京	2006年 4月			テレビ大阪	2006年 4月			TVQ九州放送	2006年 7月
		東京メトロリタンテレビジョン	2006年 7月			NHK大津	2006年 4月★			NHK佐賀	2006年12月
		茨城	NHK水戸			NHK京都	2006年 4月★			長崎国際テレビ	2006年12月
		栃木	とちぎテレビ			NHK神戸	2006年 4月★			長崎放送	2006年12月
		群馬	群馬テレビ			サンテレビジョン	2007年度中			テレビ長崎	2006年12月
		埼玉	テレビ埼玉	2006年 4月		NHK奈良	2006年 4月★			長崎文化放送	2006年12月
		千葉	千葉テレビ放送	2006年 4月		奈良テレビ放送	検討中			NHK熊本	2006年12月
		神奈川	テレビ神奈川	2006年 6月		NHK和歌山	2006年度中			熊本県民テレビ	2006年12月
	山梨	NHK甲府	2006年 4月★	テレビ和歌山		2006年度中	熊本放送			2006年12月	
		山梨放送	検討中				テレビ熊本			2006年12月	
信越エリア	新潟	NHK新潟	2006年 4月★	中国エリア	鳥取・島根	NHK鳥取	2006年10月★	沖縄エリア	沖縄	NHK沖縄	2006年 4月★
		テレビ新潟放送網	2006年10月			NHK松江	2006年10月★			琉球放送	2006年12月
		新潟放送	2006年 4月			日本海テレビジョン放送	2006年10月			沖縄テレビ放送	2006年12月
	長野	新潟総合テレビ	2006年 4月			山陰放送	2006年10月			琉球朝日放送	2006年12月
		新潟テレビ21	2006年10月			NHK中央テレビジョン放送	2006年10月				
		NHK長野	2006年 4月★			NHK岡山	2006年12月★				
	長野	テレビ信州	検討中			NHK高松	2006年12月★				
		信越放送	2006年10月			山陽放送	2006年12月				
		長野放送	2006年10月			テレビせとうち	2006年12月				
		長野朝日放送	2006年10月			西日本放送	2006年12月				

※NHKの★のついた放送局では、早期にできるだけ多くの地域でサービスを開始するため、しばらくの間、地域向け放送時間(1日2時間程度)に他の地域向けの番組が流れます(試験電波)。

※開始時期の「検討中」は、開始時期未定も含みます。

(注)関東広域圏： 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県の各区域を併せた区域
(NHK総合については茨城県を除く。)

中京広域圏： 岐阜県、愛知県、三重県の各区域を併せた区域

近畿広域圏： 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の各区域を併せた区域

(別表3)

地上デジタルテレビ放送関連団体の役割等

団体名 (略称)	地上デジタル推進全国会議 (全国会議)	全国地上デジタル放送 推進協議会(全国協議会)	地上デジタル放送推進協会 (D-PA)
設立年月	2003年5月	2001年7月	2003年8月
法人格	任意団体	任意団体	社団法人
代表者	議長 山口 信夫 (日本商工会議所会頭)	会長 中村 啓治 (福島テレビ 社長)	理事長 中村 啓治 (福島テレビ 社長)
構成員	NHK 民放テレビ全127社 放送関連団体、メーカー 販売店、消費者団体 地方公共団体、経済団体 マスコミ、総務省等の代表	NHK 民放テレビ全127社 総務省	NHK 民放テレビ全127社 受信機メーカー 等
性 格	各界のトップリーダーにより構成され、地上デジタル放送の普及に関し、分野横断的かつ国民運動的に推進を図るための組織	放送事業者と総務省により構成され、主にアナログ周波数変更対策、デジタルへの移行に伴う諸課題についての検討を行うための組織	放送事業者、メーカー等により構成され、地上テレビジョン放送の円滑なデジタル移行と安定的な運用を図るための事業を実施する組織
役 割	○「デジタル放送推進のための行動計画」の改訂・フォローアップ ○「周知広報アクションプラン」の改訂・フォローアップ ○受信機の普及方策の検討、普及計画のフォローアップ ○その他デジタル放送の普及促進に関する各分野における検討	○アナログ周波数変更対策の進め方についての制度的・技術的検討 ○デジタル放送の進め方についての制度的・技術的検討 ○放送事業者が行う周知広報の取組について検討 ※検討結果を必要に応じて本行動計画にも反映	○地上デジタル放送及びその受信の普及促進事業 ○放送エリア情報の周知・広報 ○視聴者からの問い合わせや質問に対する対応 ○地上デジタル放送の送・受信技術に関する規格化の推進 ○地上デジタル放送のエンジニアリングサービスの運用 ○地上デジタル放送番組の著作権保護に関する関係事業者等との連絡、調製、契約に関する業務
組織等	<pre> graph TD A[総会] --> B[幹事会] B --> C[企画運営分科会] B --> D[普及促進分科会] C --> E[普及状況ワーキンググループ] </pre>	<pre> graph TD A[総会] --> B[運営委員会] B --> C["・会長・部会長等会議"] B --> D[技術部会] B --> E[対策部会] D --> F[総合推進部会] </pre>	<pre> graph TD A[総会] --> B[理事会] B --> C[運営委員会] C --> D["・普及委員会 ・エリア情報委員会 ・技術委員会"] C --> E[ES特別委員会] C --> F[RMP特別委員会] </pre>

※BSデジタル放送推進協会(略称BPA)：BS デジタル放送の普及・広報、ダウンロード放送の実施・運用、デジタルハイビジョンテレビ・機器商品の普及支援等を行う社団法人(1991年設立、2000年名称変更)。